
予防事務審査・検査基準の改定に係る参考資料 (消防用設備等の設置のあり方)

令和 5 年 4 月 1 日運用開始

東京消防庁予防部予防課

- 1 全体概要**
- 2 床面積の取扱い**
- 3 階数及び階の取扱い**
- 4 消防用設備等の設置を要しない部分**
- 5 外部の気流が流通する場所**
- 6 特例基準**
- 7 基準を新設・変更した場合の取扱い**

消防用設備等の設置のあり方に係る改定の概要

検討に至った経緯

課題

1. 時代とともに防火対象物の大規模化、建物形状の複雑化、用途の多様化が進み、従前の基準では判断が難しくなっている。
⇒ **各署で異なる指導が行われている**事態があった。
2. 予防実務経験豊富な職員等を対象に、東京消防庁内でヒヤリングを実施した。
⇒ その結果、**予防業務に係る懸念事項**が多く挙げられた。

検討の目的と審検改定の方針

検討の目的

法令、通知等で明確にされていない解釈や、消防用設備等の設置を要しないこととする部分の「消防法施行令第32条及び火災予防条例第47条の要件」を明示することで、職員の意思統一及び業務効率化を図る。

審検改定の方針

★ シンプル
★ 合理的

活用しやすい「解釈」と「特例」を明確化！

改定した予防事務審査・検査基準の概要

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
消防用設備等の
全部又は一部を
免除する部分

外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

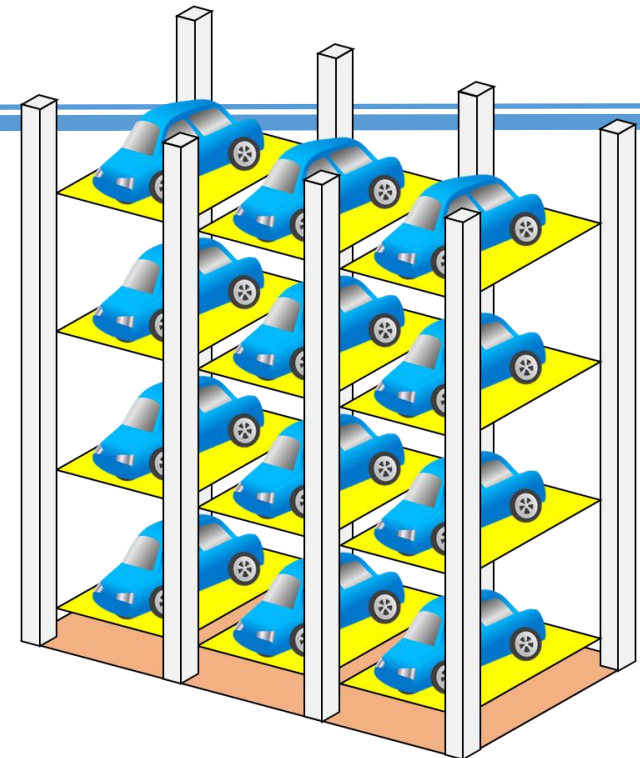
新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

予防事務審査・検査基準 I

第2章 第1節 第5

防火対象物の床面積及び階等の取扱い

- 1 建築物の棟、床面積及び階の取扱い
- 2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定



建築物の棟、床面積及び階の取扱い

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

建築物の棟、床面積及び階の取扱い

◇建築物の棟、床面積及び階の取扱い

- ・ 建築物の棟、床面積及び階の取扱いは、**建築基準法令によることを明記**
- ・ 建築基準法令に係る、**関係通知の提示**・**書籍の紹介**

※審査・検査基準Ⅲの資料編に掲載

防火対象物の床面積の算定

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

防火対象物の床面積の算定

◇消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

- ・ 消防法令上の延べ面積は、原則として建築基準法令によることを明確にし、機械式駐車装置や倉庫等の記載を削除
- ・ 建築物以外（工作物等）の床面積算定は、原則として建築基準法令に準じて水平投影面積とすることを明記
- ・ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の算定方法を明記 **別スライド**
- ・ 駐車の用に供される部分の算定方法を改定 **別スライド**
- ・ 延べ面積が建築基準法令によることを明確化
- ・ 昇降機等の機械装置設置の場合による台数算定方法を明確化 **別スライド**
- ・ 屋内と屋外が一体的に使用される駐車の用に供される部分の算定方法を明記

別スライド

防火対象物の床面積の算定

◇消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

- ・ 消防法令上の延べ面積は、原則として建築基準法令によることを明確にし、機械式駐車装置や倉庫等の記載を削除
- ・ 建築物以外（工作物等）の床面積算定は、原則として建築基準法令に準じて水平投影面積とすることを明記
- ・ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の算定方法を明記 別スライド
- ・ 駐車の用に供される部分の算定方法を改定 別スライド
- ・ 延べ面積が建築基準法令によることを明確化
- ・ 昇降機等の機械装置設置の場合による台数算定方法を明確化 別スライド
- ・ 屋内と屋外が一体的に使用される駐車の用に供される部分の算定方法を明記

別スライド

自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積算定

現行 記載なし。

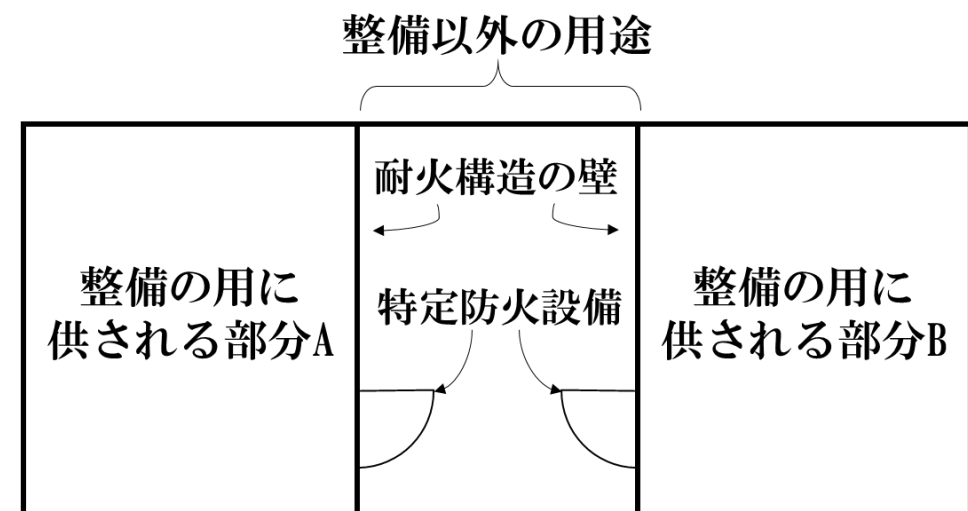
改定後 ● 政令第13条第1項第4欄に掲げる「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積算定方法を明記。

床面積に算入する	<ul style="list-style-type: none">・ 車路・ 自動車の修理又は整備する部分・ 修理又は整備に必要な倉庫、油庫
床面積に算入しない	<ul style="list-style-type: none">・ 上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等・ 事務所

● 自動車の修理又は整備の用に供しない部分を介して2箇所以上の自動車の修理又は整備の用に供する部分が存する場合



それぞれの部分ごとに床面積を算定する。



防火対象物の床面積の算定

◇消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

- ・ 消防法令上の延べ面積は、原則として建築基準法令によることを明確にし、機械式駐車装置や倉庫等の記載を削除
- ・ 建築物以外（工作物等）の床面積算定は、原則として **建築基準法令に準じて水平投影面積** とすることを明記
- ・ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の算定方法を明記 **別スライド**
- ・ 駐車の用に供される部分の算定方法を改定 **別スライド**
- ・ 延べ面積が **建築基準法令によることを明確化**
- ・ 昇降機等の機械装置設置の場合による 台数算定方法を明確化 **別スライド**
- ・ 屋内と屋外が一体的に使用される駐車の用に供される部分の算定方法を明記 **別スライド**

駐車のために供される部分の床面積算定

現行

- 消防法令上の駐車のために供する部分のみに適用されるのか、防火対象物としての床面積にも適用されるのか、運用が不明確。
- 機械式駐車場及び機械式駐輪場は、**水平投影面積**で算定する。

改定後

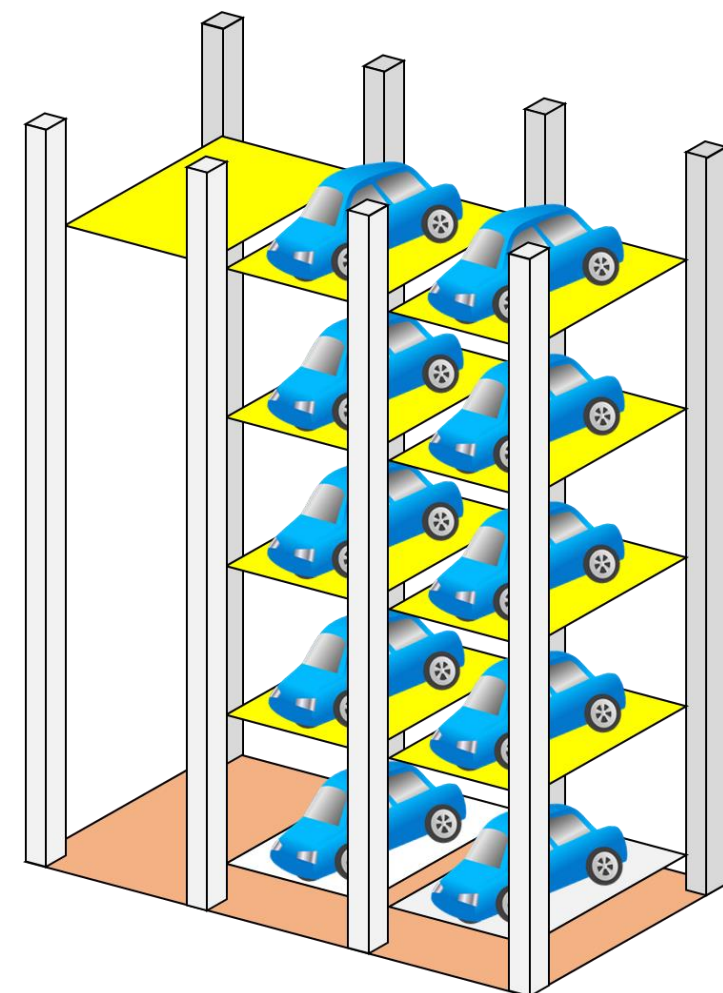
- 駐車のために供する部分に限らず、機械式駐車場及び機械式駐輪場の床面積算定方法は**建築基準法令に準ずる**こととし、水平投影面積に関する記載を削除

【機械式駐車場】

1台につき15m²を床面積として算定する

【機械式駐輪場】

1台につき1.2m²を床面積として算定する



※ 「**駐車のために供される（供する）部分**」とは…

政令第13条第1項第5欄、政令第21条第1項第13号条例第40条第1項第1欄第2号、条例第45条において規定されている用語

機械式駐車場の床面積算定に関する過去の経過

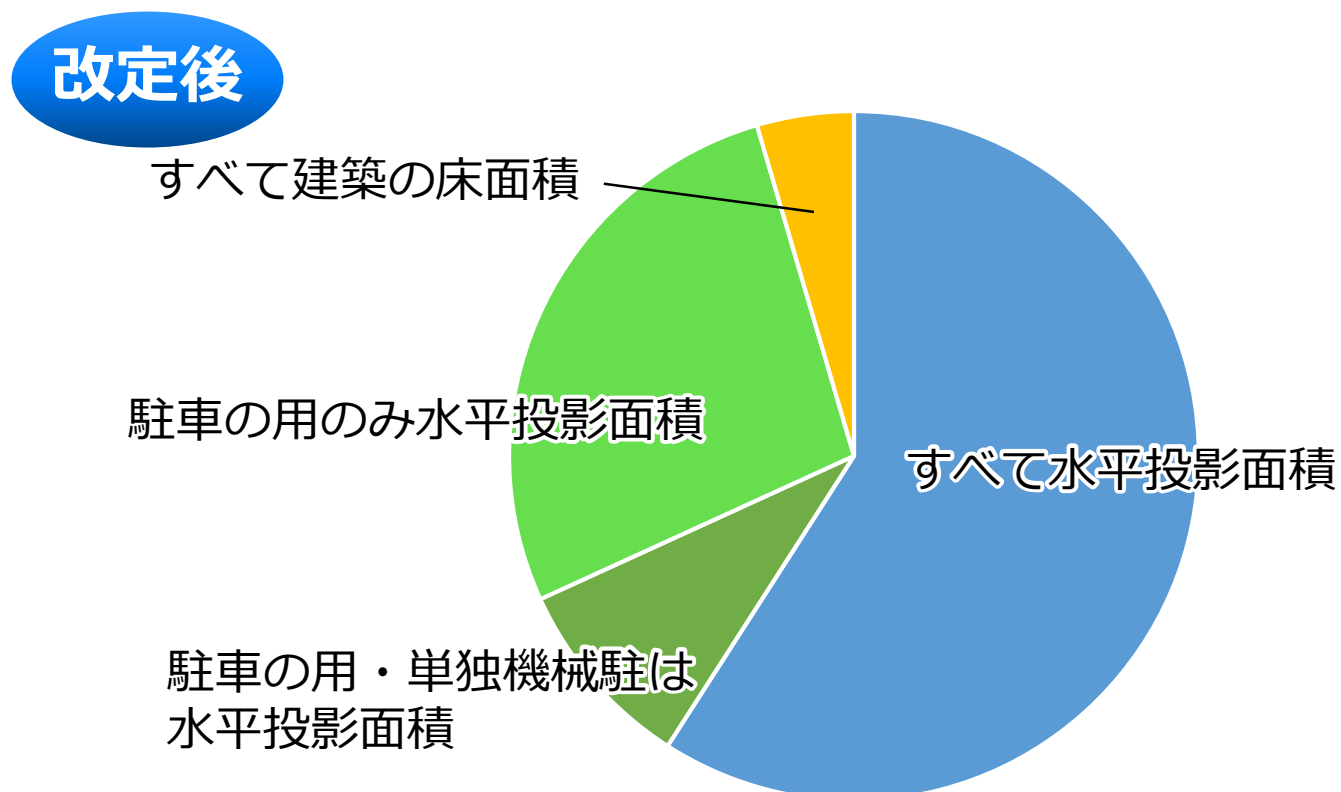
年	機械式駐車場に関する規制	建築基準法	総務省消防庁	東京消防庁
昭和36年	消防法施行令制定 政令第13条 には <u>収容台数の規制なし</u> 。	水平	水平	水平
昭和37年	条例第40条 に <u>機械駐の収容台数10台が規定される</u> 。			
昭和44年	政令第21条 に <u>駐車用の供する部分が規定される</u> 。 ※収容台数に対する規制はない。			
昭和45年	ゴンドラ式駐車場についてはゴンドラ部分の床面積は加えないことが国により示される。 【昭和45年消防予第233号実例】			
昭和50年	政令第13条 に <u>機械駐の収容台数10台が規定される</u> 。 (条例第40条の台数規制は削除される。) 建築基準法令上の機械駐(工作物)の築造面積算定方法 が明確に示される。(1パレット15㎡) 【昭和50年建設省告示第644号】	1パレット 15㎡	建築の通知に係る運用が不明確	建築の通知に係る運用が不明確
昭和61年	建築基準法令上の機械駐の床面積算定方法 が明確に示される。(1パレット15㎡) 【昭和61年建設省住指発第115号】			
昭和63年	審査・検査基準に、 駐車用の供する部分の機械駐は水平投影面積で算定する と明記。			
平成3年	国の質疑で 建築基準法令の床面積による ことが示される。	1パレット 15㎡	1パレット 15㎡	※延べ面積は不明確
平成4年	上記について、 当庁は水平投影面積とする ことを通知。			

「駐車のために供する部分」の他本部の取扱い

他本部の取扱いについて調査を実施（電話による聞き取り調査）

☆シンプル ☆合理的

<p>すべて水平投影面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車のために供する部分 ・ 単独機械駐の延べ面積 → 水平投影面積 ・ 上記以外の延べ面積 → 建築の床面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車のために供する部分 → 水平投影面積 ・ 防火対象物の延べ面積 → 建築の床面積 	<p>改定後</p> <p>すべて建築の床面積</p>
<p>1 3 本部</p>	<p>2 本部</p>	<p>6 本部</p>	<p>1 本部</p>

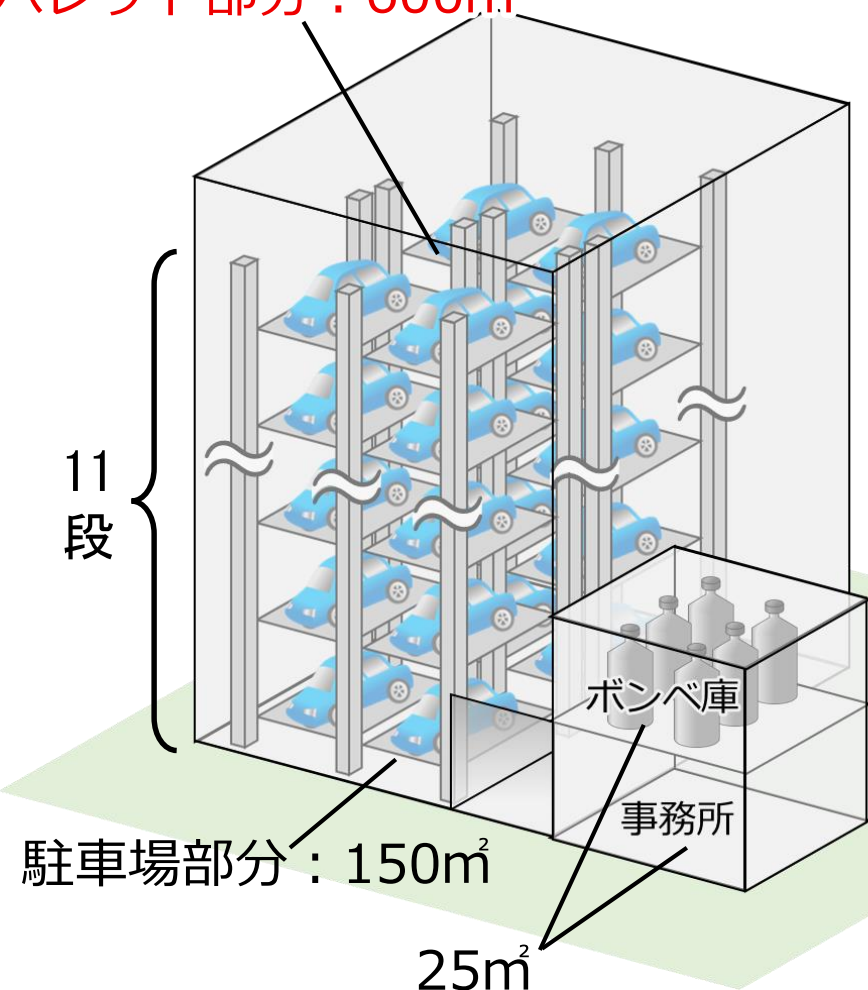


床面積を建築基準法令とした場合

床面積を建築基準法令に合わせた単独のタワーパーキング

➡ 消防用設備等の設置については個別検討する。(自火報・ガスの同居等)

機械式駐車場の
パレット部分：600㎡



防火対象物の延べ面積

建築基準法令の床面積

改定後

延べ面積 **800㎡**

25㎡ + 25㎡ + 150㎡ + 15㎡×40パレット

事務所

ボンベ庫

駐車場部分

パレット部分

※最下層の4パレットを除く。

(13)項イ 700㎡で、**事務所・ボンベ庫も含めて水噴霧等が必要**

政令 消火器

政令 自火報

政令 条例 水噴霧

水平投影面積

【機械式駐車場部分を水平投影面積で算定】 **200㎡**

25㎡ + 25㎡ + 150㎡

事務所

ボンベ庫

駐車場部分

「駐車のために供される部分」のみに水噴霧等が必要

政令 消火器

政令 水噴霧

関係団体へのヒアリング

単独のタワーパーキングは**減少傾向**、
今後あまり作られないのではないか。

防火対象物の床面積の算定

◇消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

- ・ 消防法令上の延べ面積は、原則として建築基準法令によることを明確にし、機械式駐車装置や倉庫等の記載を削除
- ・ 建築物以外（工作物等）の床面積算定は、原則として**建築基準法令に準じて水平投影面積**とすることを明記
- ・ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の算定方法を明記 **別スライド**
- ・ 駐車の用に供される部分の算定方法を改定 **別スライド**
- ・ 延べ面積が**建築基準法令による**ことを明確化
- ・ 昇降機等の機械装置設置の場合による台数算定方法を明確化 **別スライド**
- ・ 屋内と屋外が一体的に使用される駐車の用に供される部分の算定方法を明記 **別スライド**

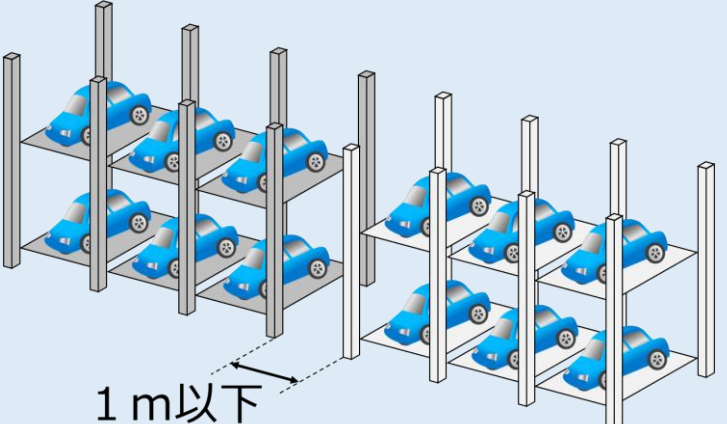
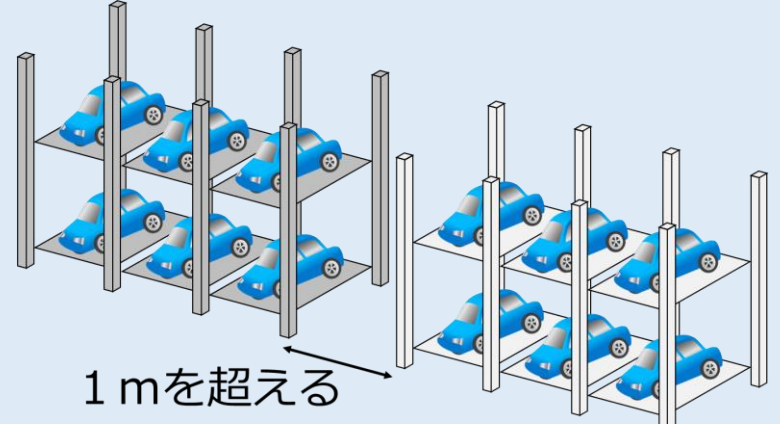
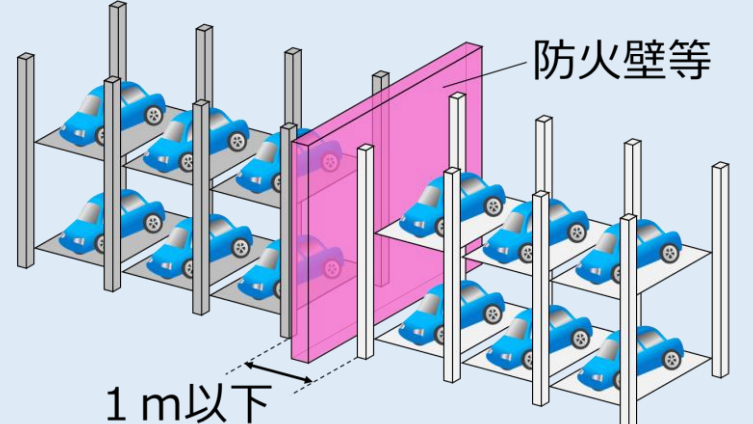
複数の機械式駐車装置の収容台数の算定

現行

- 現行の収容台数の算定方法は、**屋外のみ適用できる旨が記載されていない。**
- 屋内にある複数の機械式駐車装置の収容台数の算定方法が記載されていない。

改定後

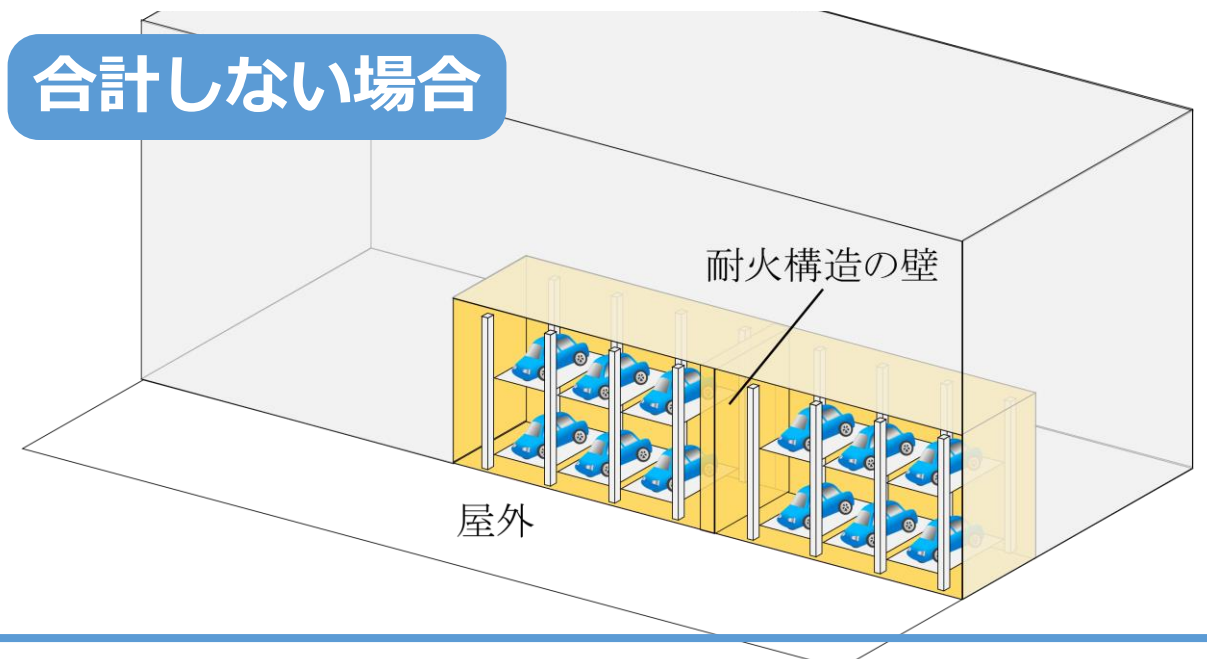
- 現行の収容台数の算定方法は、**屋外のみ適用できることを明記。**

合計する	合計しない
相互の間隔が1 m以下で、延焼防止措置がなされていない  1 m以下	<ul style="list-style-type: none">・ 相互の間隔が1 mを超える  1 mを超える・ 防火壁等により延焼防止措置がなされている  防火壁等 1 m以下

- **屋内**の場合は、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を**合計することを明記。**

ただし、相互間に、**耐火構造の壁**が設置され延焼防止措置がなされており、機械式駐車装置の出入口面が**直接屋外に開放されている場合は合計しない。**

合計しない場合



防火対象物の床面積の算定

◇消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

- ・ 消防法令上の延べ面積は、原則として建築基準法令によることを明確にし、機械式駐車装置や倉庫等の記載を削除
- ・ 建築物以外（工作物等）の床面積算定は、原則として**建築基準法令に準じて水平投影面積**とすることを明記
- ・ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の算定方法を明記 **別スライド**
- ・ 駐車の用に供される部分の算定方法を改定 **別スライド**
- ・ 延べ面積が**建築基準法令による**ことを明確化
- ・ 昇降機等の機械装置設置の場合による台数算定方法を明確化 **別スライド**
- ・ 屋内と屋外が一体的に使用される駐車の用に供される部分の算定方法を明記

別スライド

屋内と屋上にまたがる駐車場の用に供される部分の床面積算定

現行 記載なし。

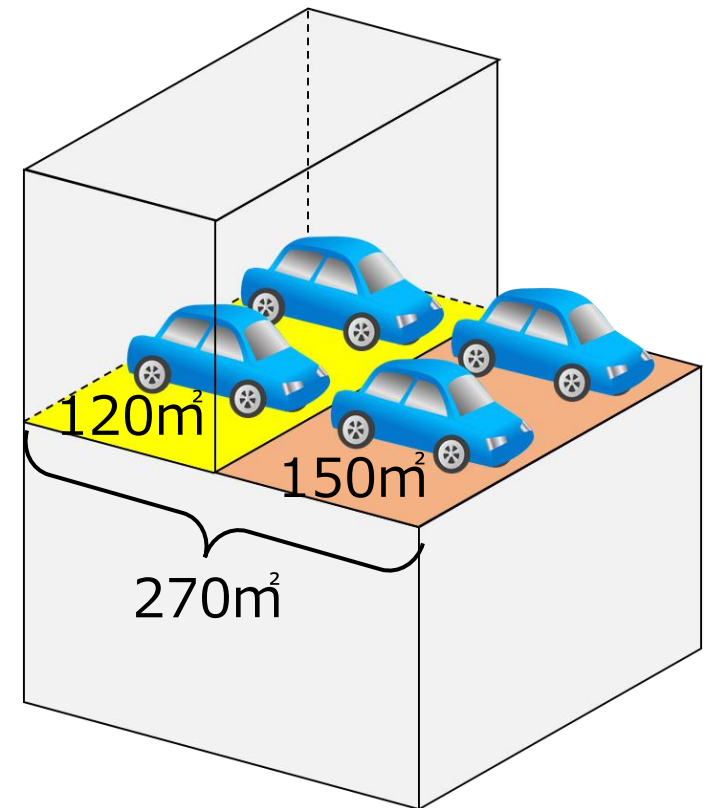
改定後

政令第13条第1項第5欄の適用

屋内部分における駐車場の用に供する部分の床面積を200㎡で除した値と、屋上部分における駐車場の用に供する部分の床面積を300㎡で除した値の合計が1以上であれば適用される。

$$\begin{array}{c}
 \text{屋内部分} \\
 \frac{120\text{m}^2}{200\text{m}^2} \\
 0.6
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{屋上部分} \\
 \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2} \\
 0.5
 \end{array}
 = 1.1 \geq 1$$

設置義務あり



<政令第13条第1項第5欄> 水噴霧消火設備等

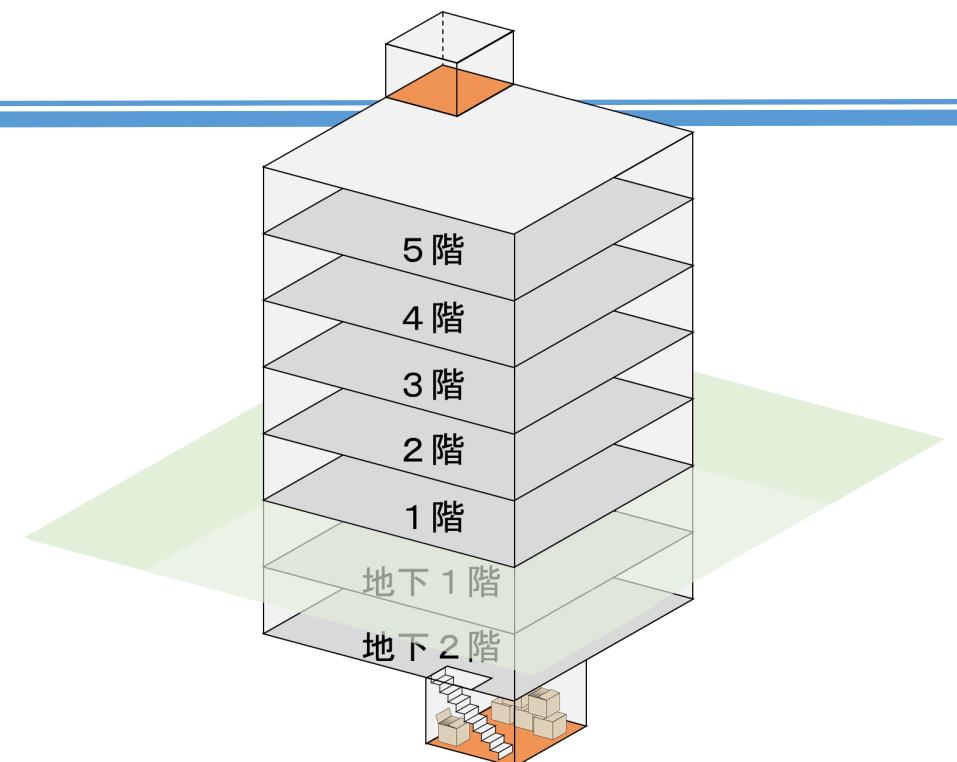
地階 2階以上の階	1階	屋上部分
200㎡以上	500㎡以上	300㎡以上

予防事務審査・検査基準 I

第2章 第1節 第5

防火対象物の床面積及び階等の取扱い

3 消防用設備等の設置にあたっての階数及び階の取扱い



消防用設備等の設置にあたっての階の取扱い

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

消防用設備等の設置にあたっての階の取扱い

◇消防法令上の階数及び階の取扱い

- ・ 消防法令上の階数算定は、原則として**建築基準法令による**ことを明記
- ・ 階数に算入されない階の取扱いを明確化 別スライド
- ・ 建築物以外（工作物等）の階数算定は、**建築基準法令に準ずる**ことを明記
- ・ 建築基準法令に準ずるものについては記載を削除
（倉庫内の作業床、床下・小屋裏等の物入れ、吊上げ式車庫）

◇建築基準法令上の階数及び階の取扱い

- ・ 棟・床面積の取扱いと併せて関係通知・書籍を提示

消防用設備等の設置にあたっての階の取扱い

◇消防法令上の階数及び階の取扱い

- ・ 消防法令上の階数算定は、原則として**建築基準法令による**ことを明記

・ 階数に算入されない階の取扱いを明確化

別スライド

- ・ 建築物以外（工作物等）の階数算定は、**建築基準法令に準ずる**ことを明記
- ・ 建築基準法令に準ずるものについては記載を削除
（倉庫内の作業床、床下・小屋裏等の物入れ、吊上げ式車庫）

◇建築基準法令上の階数及び階の取扱い

- ・ 棟・床面積の取扱いと併せて関係通知・書籍を提示

消防法令上の「階数」と「階」の取扱いに係る課題

「階数」と「階」…**消防法令上、明確な定義はない**

現状の課題

署により場面ごとに独自の運用解釈をしてきたため、これまで問題が顕在化しなかった。

統一的な取扱いを示すうえで、明確にする必要が生じた。



改定の方針

原則として、**建築基準法令と同様**に取り扱う。

そのうえで、**著しく不合理なものを例外**として明確に示す。

☆シンプル
☆合理的

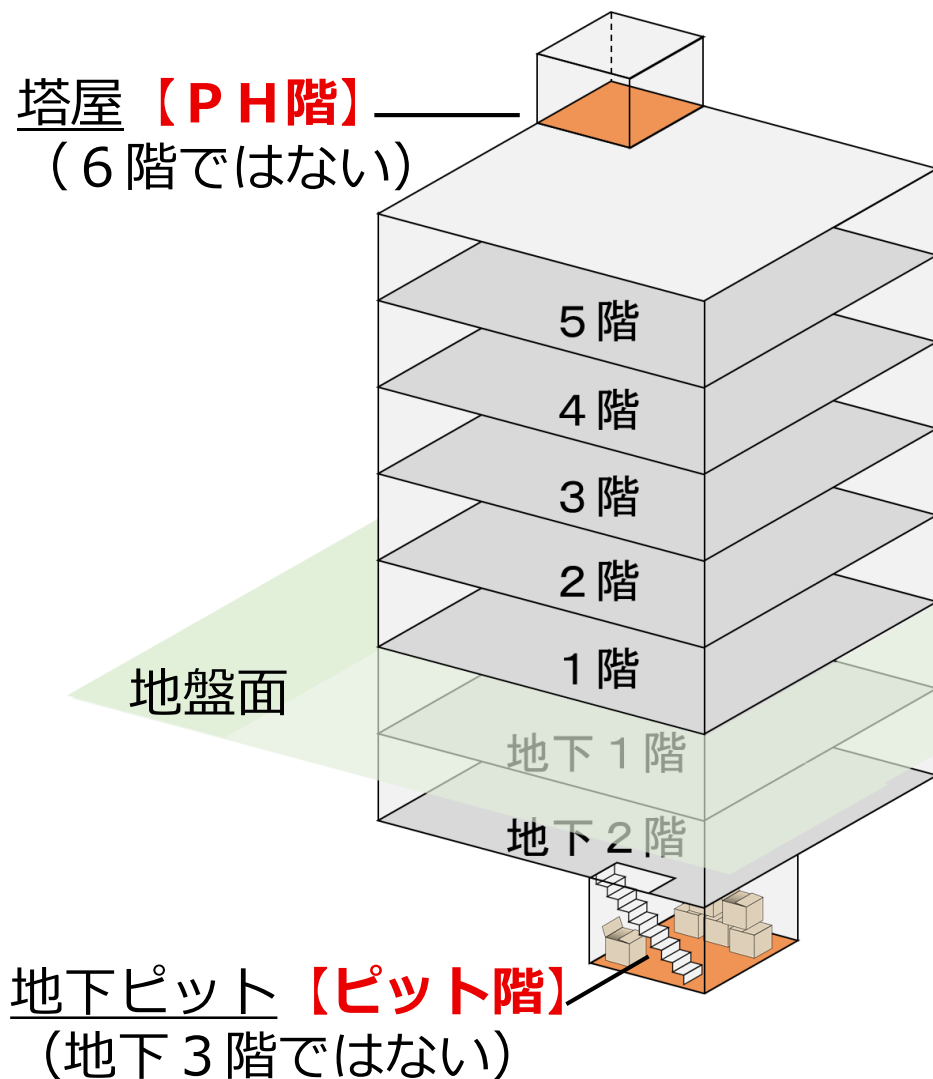
庁内の意見募集でも、建築基準法令と同様の取扱いとする方向性を肯定する意見があった。

建築基準法令上の「階数」

「階数」…建築基準法施行令第2条第1項第8号で定義

昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分
 又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、
 水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以下のものは、
 当該建築物の階数に算入しない。

消防法令上も
 建築基準法令と
 同様に取扱う



	建築基準法令	消防法令
階数	5 / 2	5 / 2
PH階 (塔屋)	<ul style="list-style-type: none"> 床面積に算入 「階数」に不算入 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積に算入 「階数」に不算入
ピット階 (機械室・倉庫等)	<ul style="list-style-type: none"> 床面積に算入 「階数」に不算入 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積に算入 「階数」に不算入

- 「11階以上の階」に「PH階」を含める？
- 「地階」に「ピット階」を含める？
- 「階ごとに」設置する消防用設備等は、
 「PH階」及び「ピット階」にも設置する？

建築基準法令上の「階」

「階」…建築基準法令上、明確な定義はない

消防法令上
明確な根拠がなく
運用が曖昧

<一般的な「階」の意味>

建築大辞典	①床によって区切られる内部空間の層。 ②建築物の層を数えるのにいう。
コトバンク	建築物で、ある一つの層。
デジタル大辞泉	建物の床の重なり。

<建築基準法令上の「階」の使用例>

建築基準法施行令 第2条第1項第4号	延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。(後略)
-----------------------	----------------------------

⇒ 建築基準法令上「階数」に算入されない「PH階」及び「ピット階」の床面積も、延べ面積には算入される。

建築基準法施行令 第2条第1項第8号	階数 (中略) 地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。(後略)
-----------------------	--

⇒ 建築基準法令上「階数」に算入されない「地階」がある。

階数に算入されない階の取扱い

現行

「階数」に算入されない「階」の取扱いが明確でない。

改定後

「階数」に算入されない「階」の取扱いを明記。

消防法令上の階に係る規定（階数に係るものを除く。）は、階数に算入されない階にも適用する。

ただし、次のものを除く。

※階数に係る規定：「○階」「階数が○」（○は数字）

● 特定一階段等防火対象物に係る避難階以外の階

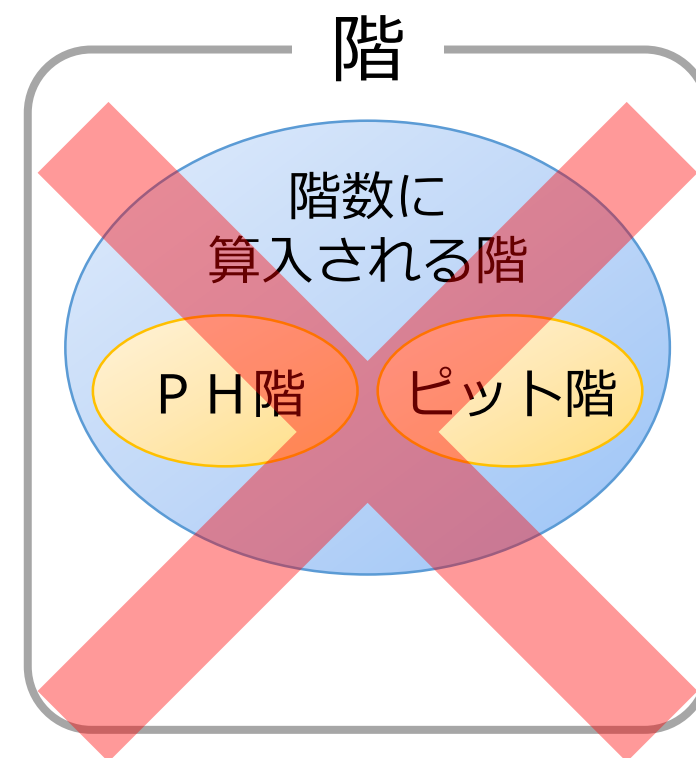
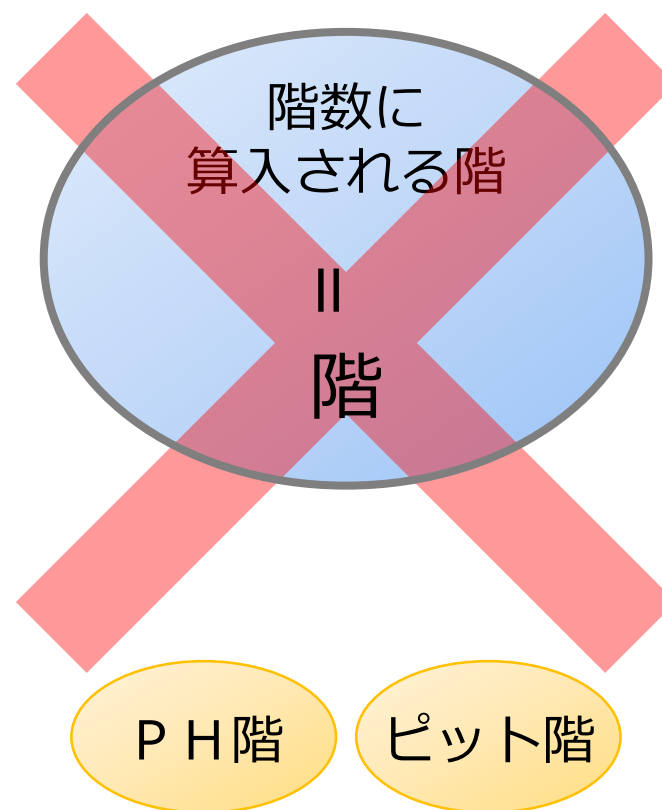
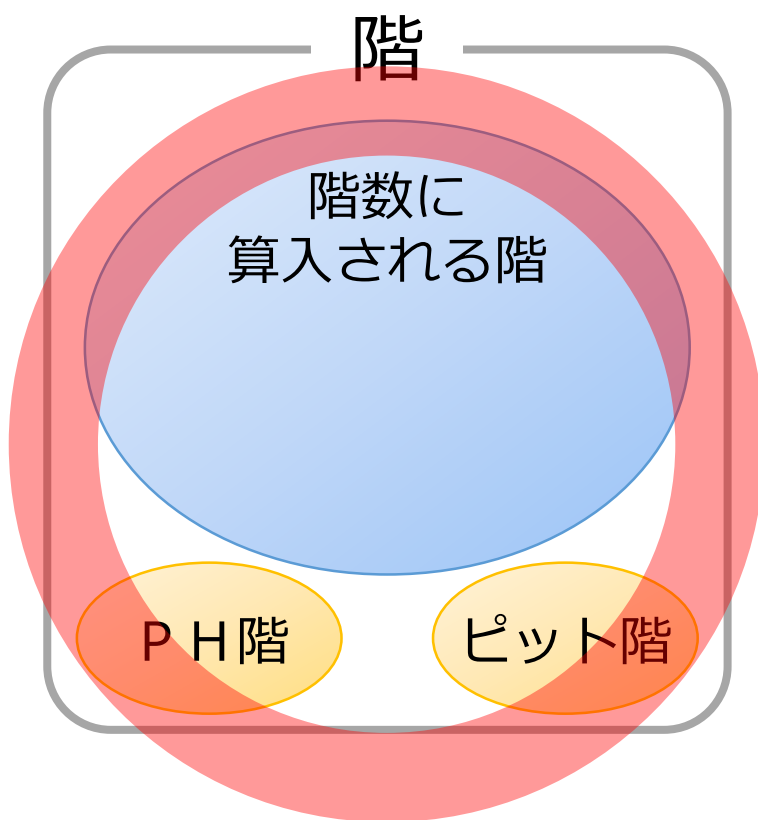
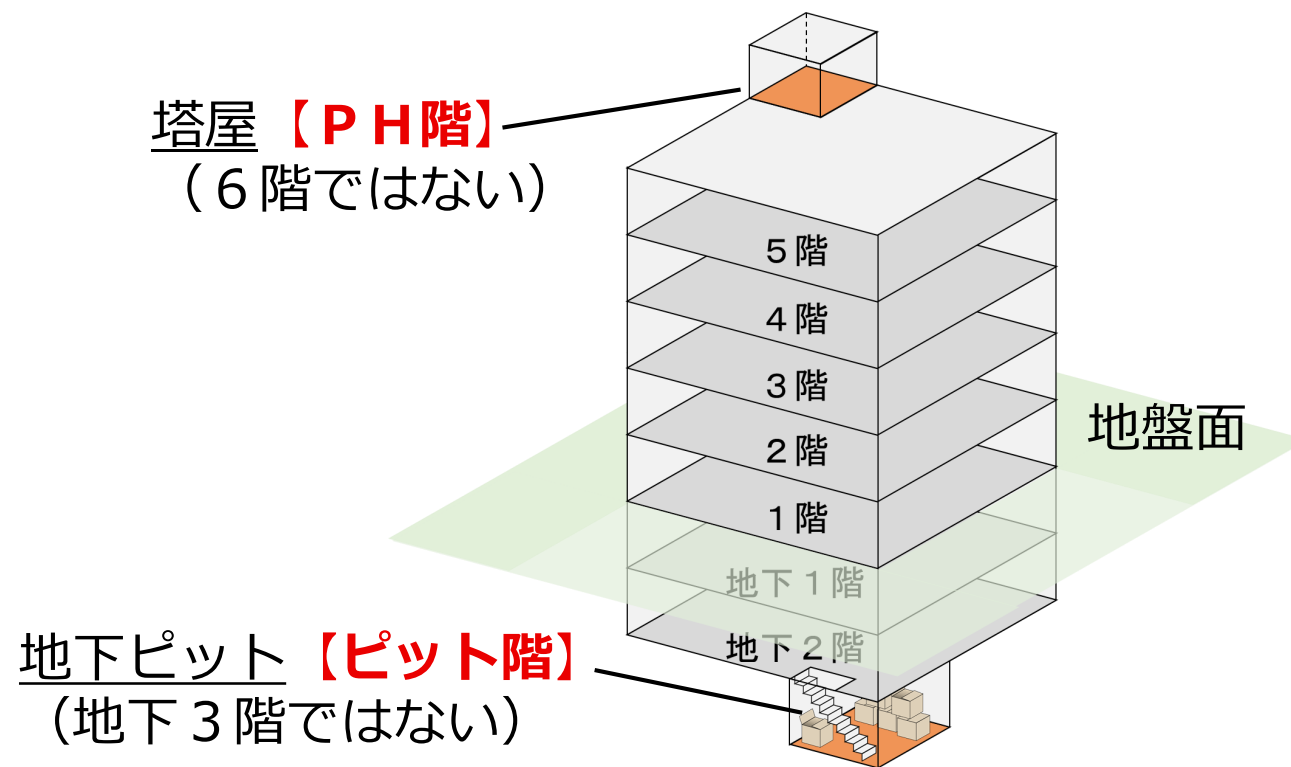
該当条文：政令第21条第1項第7号及び省令第23条第4項第7号

※ここでいう「避難階以外の階」は、1階、2階及びその他避難階を除いた階をさす。

● 階数に算入されない階のみが31mを超えるもの

該当条文：条例第39条第1項第5号及び第40条第1項第4欄

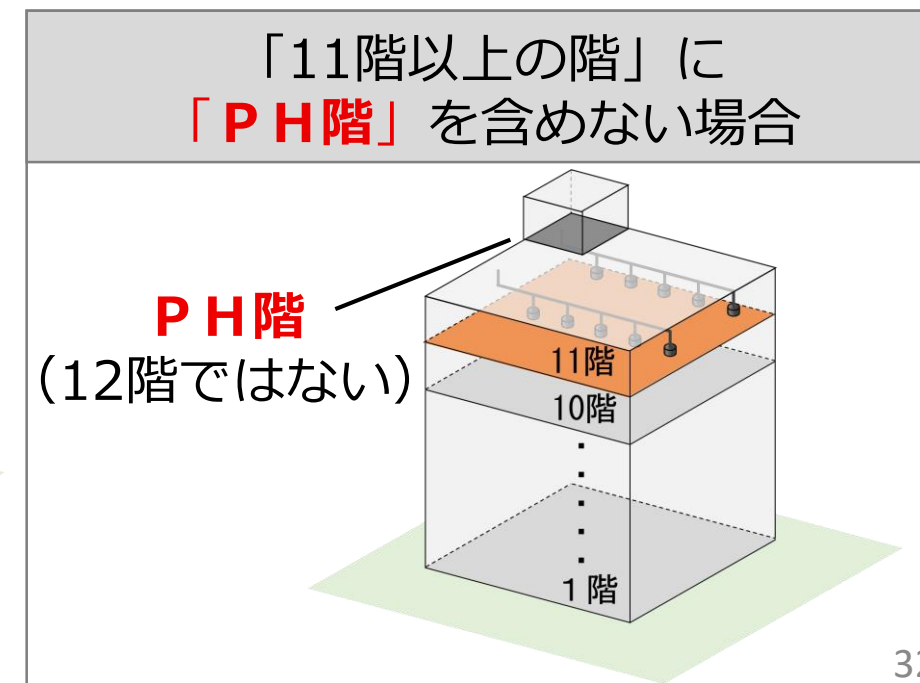
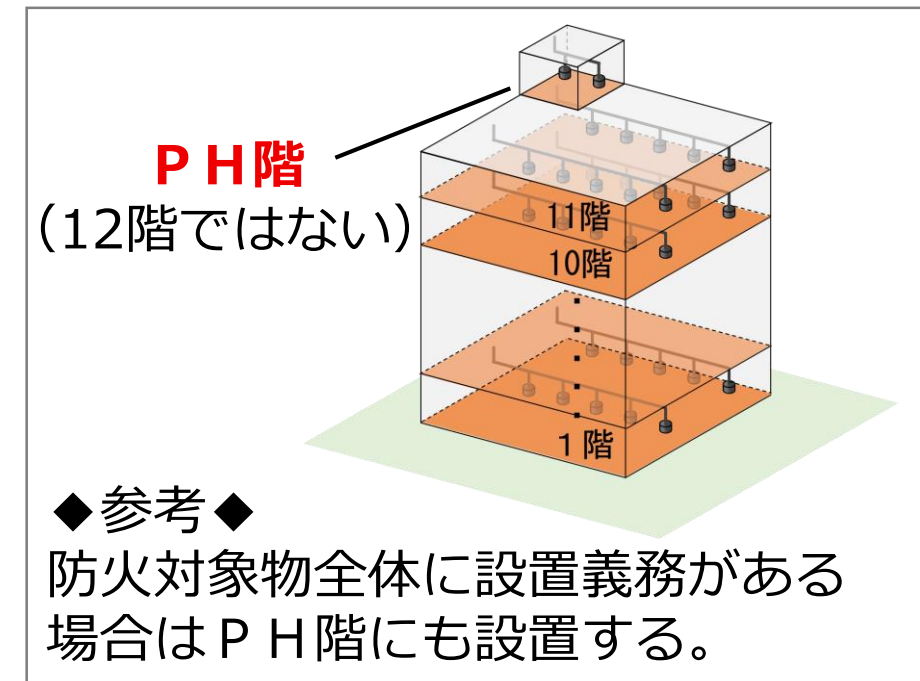
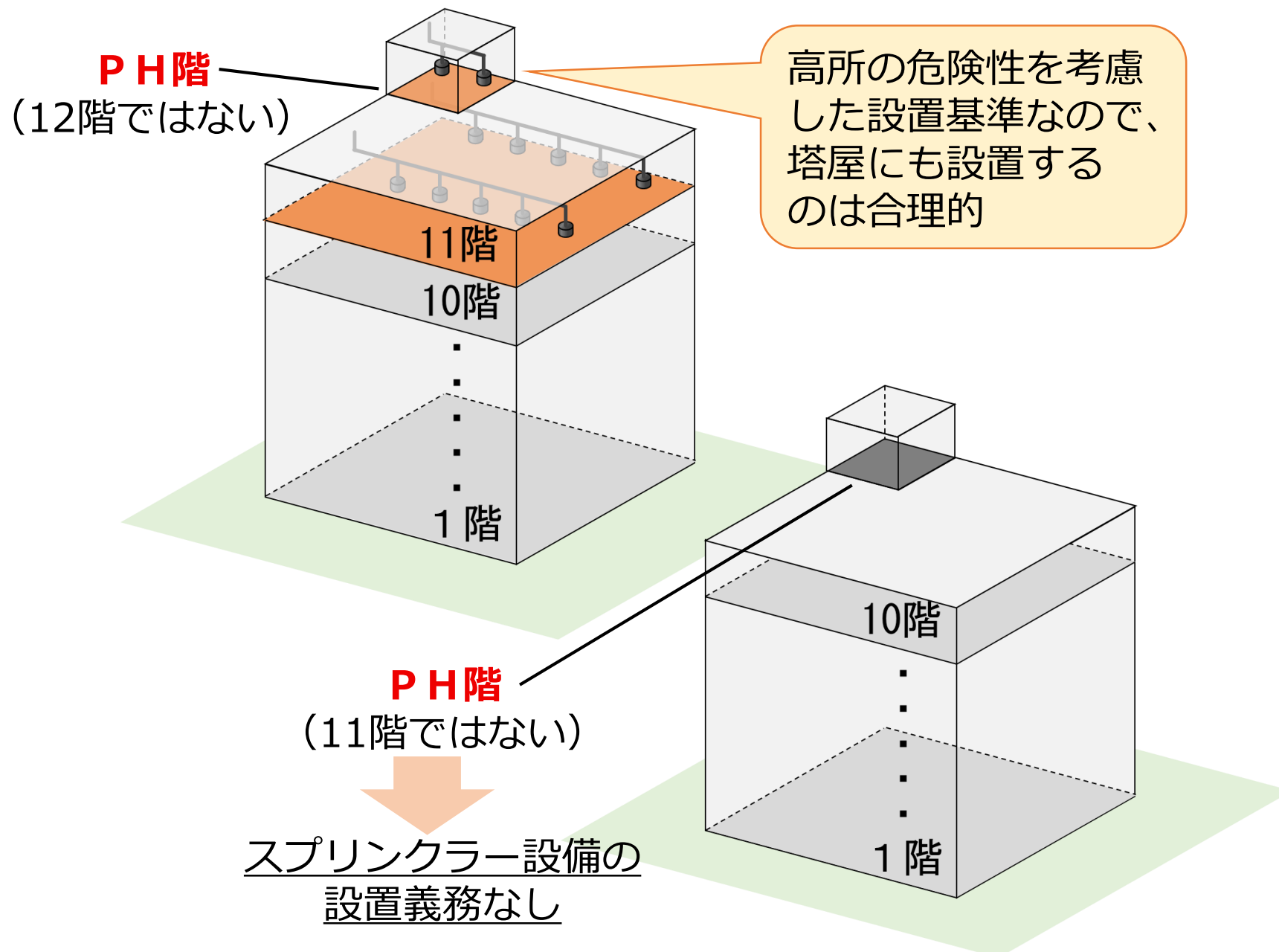
階数に算入されない階も「階」として取り扱う



「PH階」「ピット階」を「階」として取り扱う具体例1

「11階以上の階」に「PH階」を含める。

＜スプリンクラー設備 令第12条第1項第12号一部抜粋＞
令別表第一に掲げる防火対象部物の11階以上の階

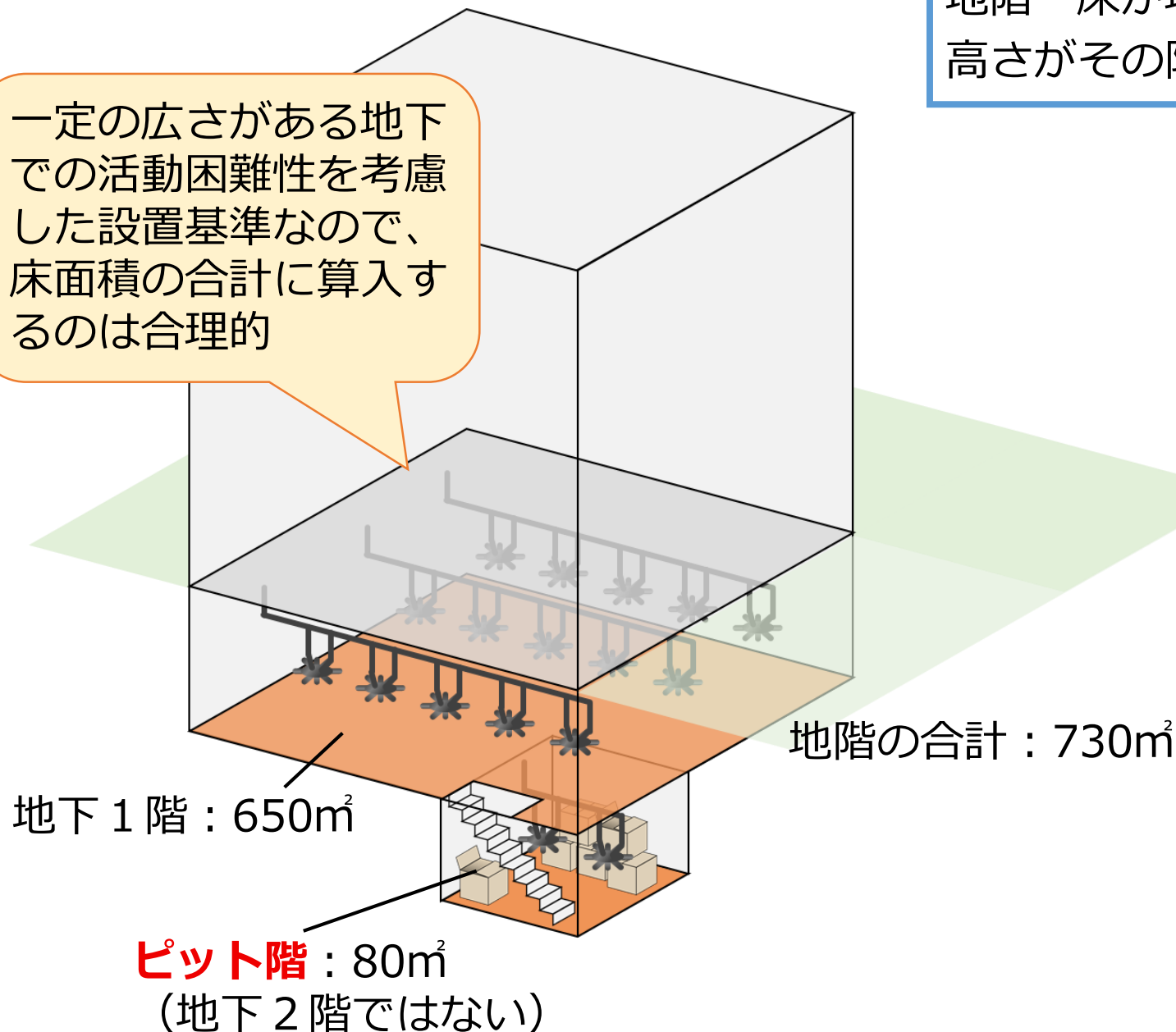


「PH階」「ピット階」を「階」として取り扱う具体例2

「地階」に「ピット階」を含める。

＜連結散水設備 令第28条の2第1項一部抜粋＞
地階の床面積の合計が700平方メートル以上のもの

一定の広さがある地下での活動困難性を考慮した設置基準なので、床面積の合計に算入するのは合理的



◆地階の定義◆ 建築基準法施行令第1条第2号
地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものをいう。

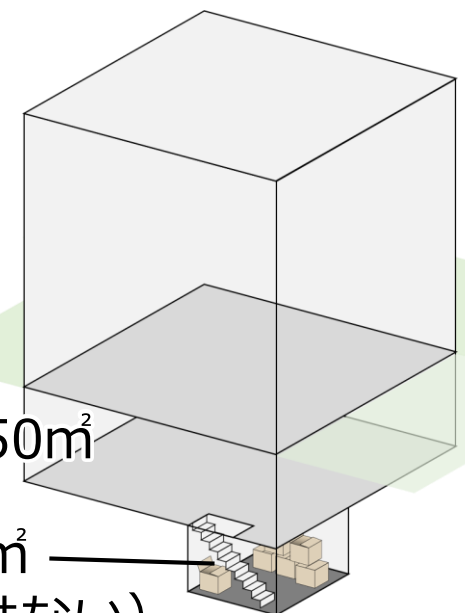
消防法令上、「地階」の定義はないため、建築基準法令と同様のものと解釈するのがシンプルで合理的

「地階」に「ピット階」を含めない場合

地階の合計：
650m²

地下1階：650m²

ピット階：80m²
(地下2階ではない)



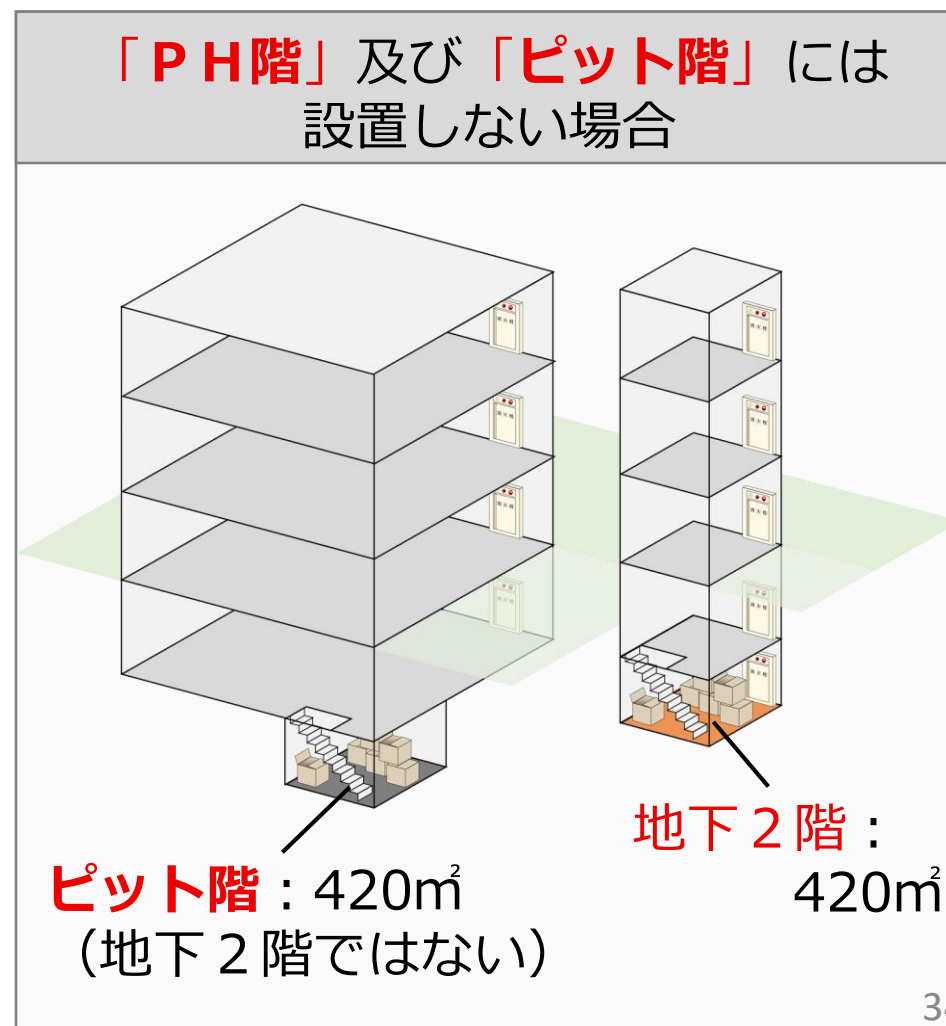
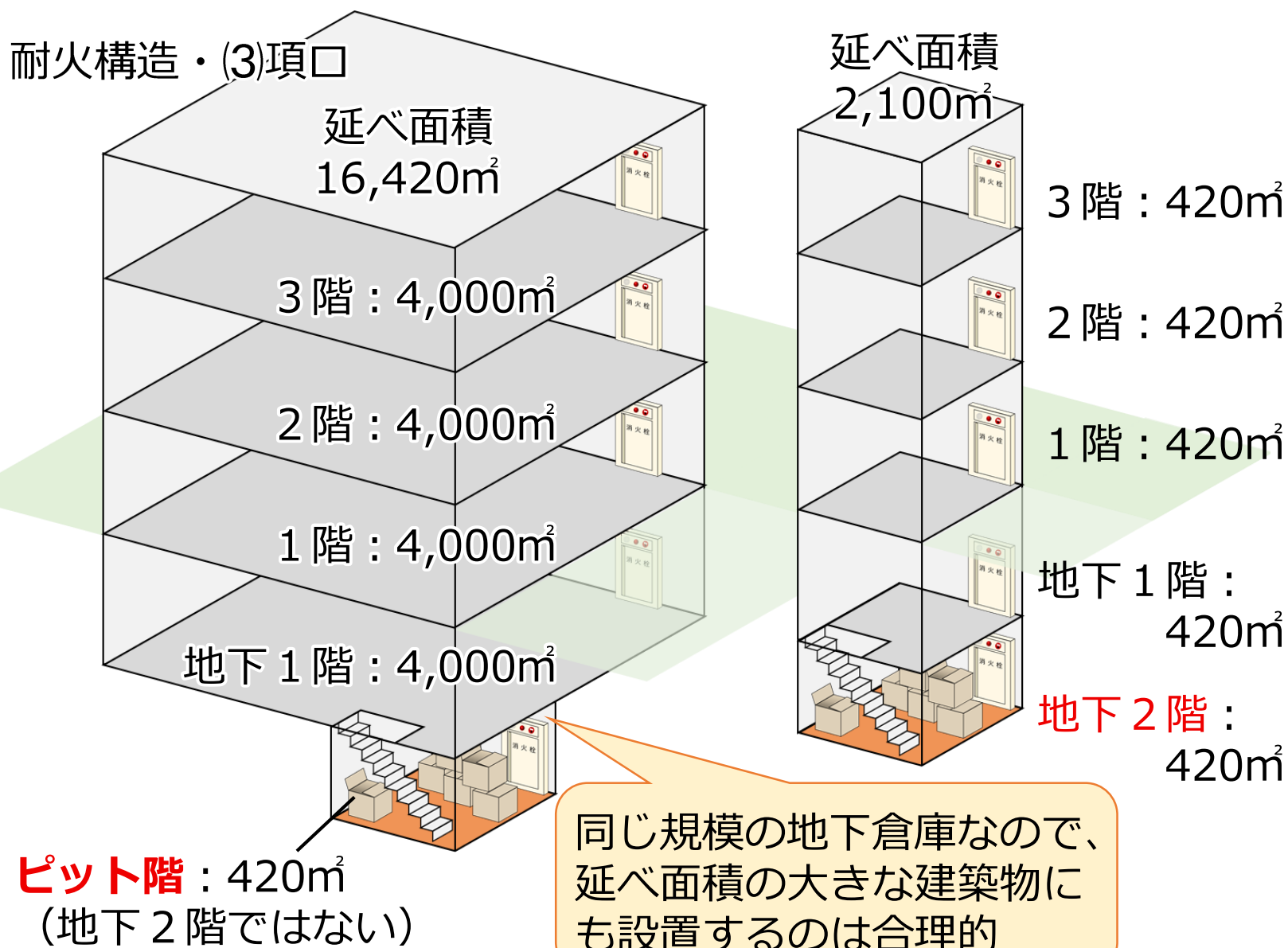
「PH階」「ピット階」を「階」として取り扱う具体例3

「階ごとに」設置する消防用設備等は
「PH階」及び「ピット階」にも設置する。

＜屋内消火栓設備 令第11条第3項第1号イ＞

屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

◆階数◆ 地階の倉庫、機械室等で、床面積が建築面積の8分の1以下のものは、階数に算入しない。

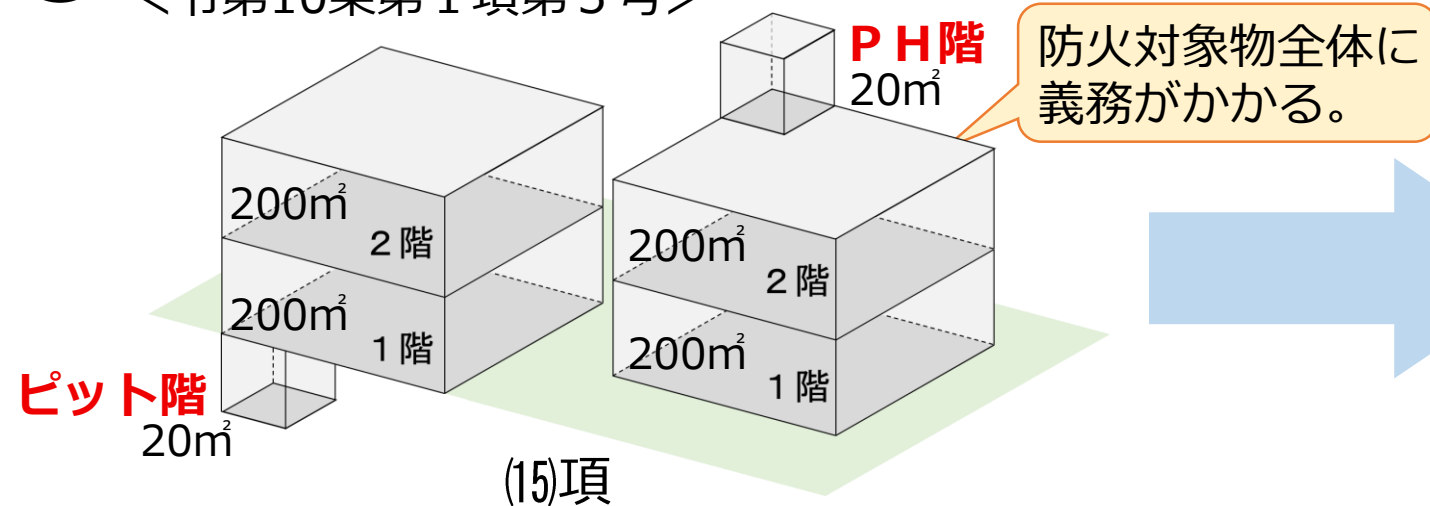




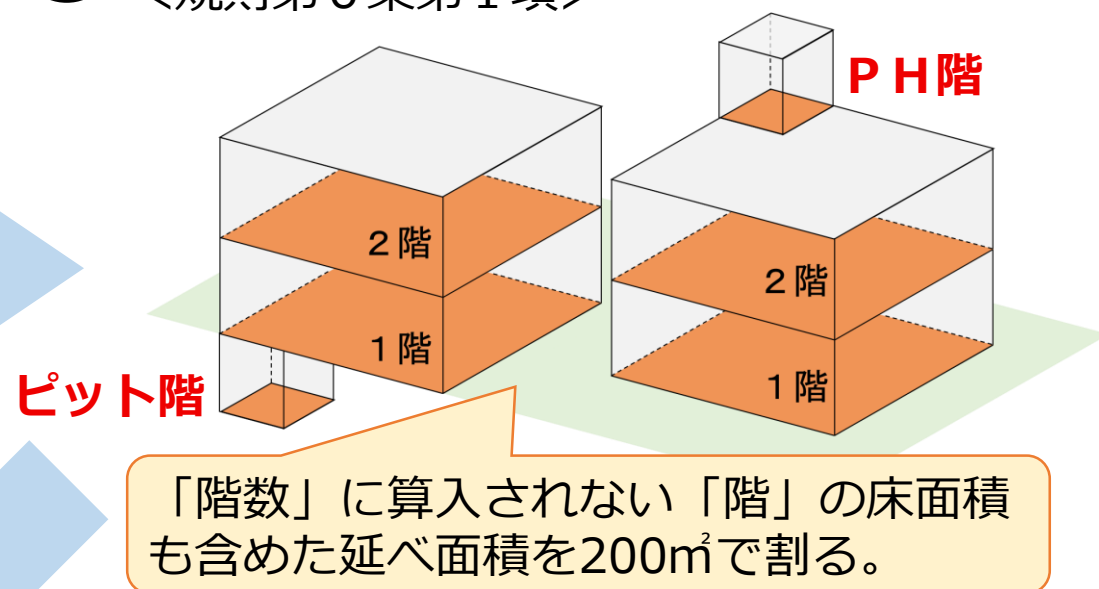
【補足】「階ごとに」設置するという規定

「階ごとに」設置する消防用設備等は「PH階」及び「ピット階」にも設置する。

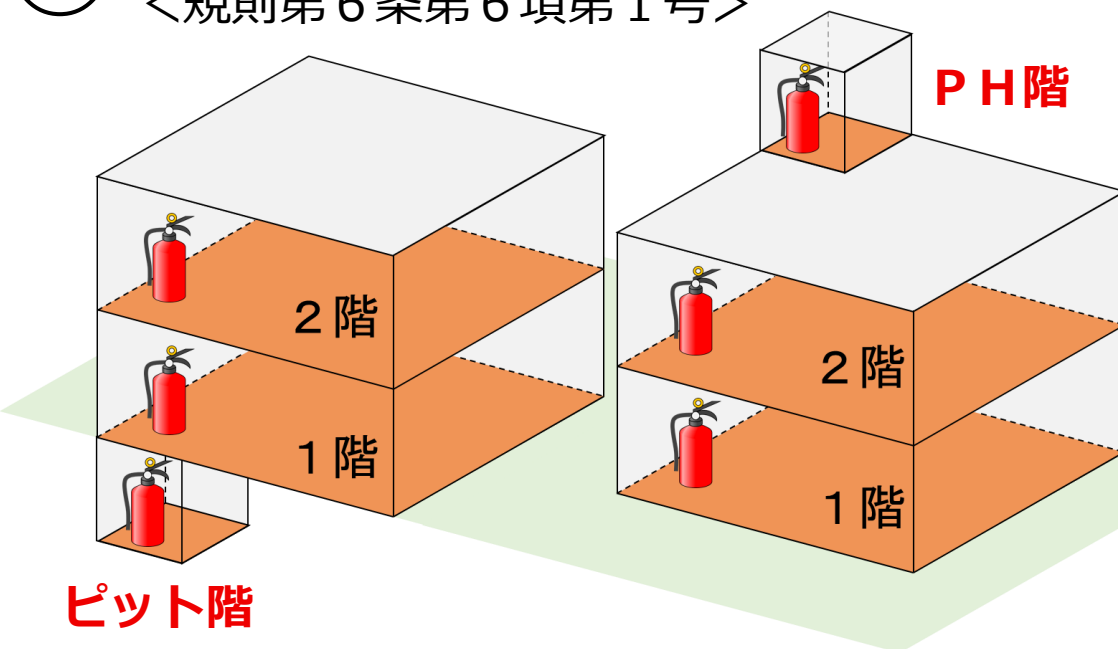
- ① 延べ面積300㎡以上で防火対象物全体に設置が必要
 <令第10条第1項第3号>



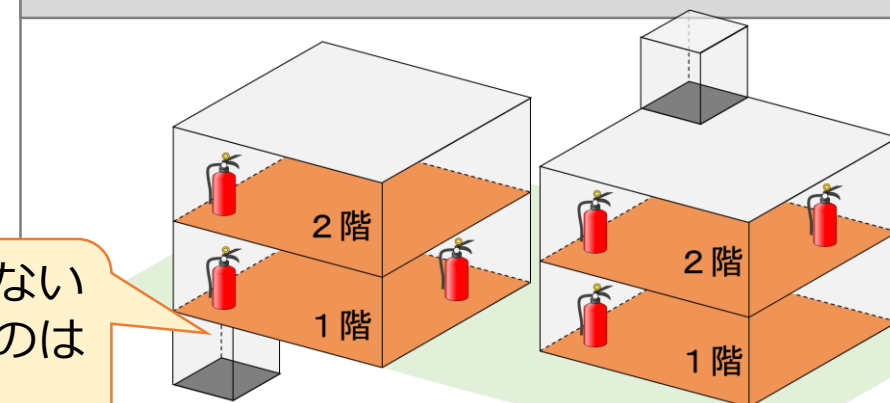
- ② 必要な能力単位は2.1 ($420 \div 200 = 2.1$)
 <規則第6条第1項>



- ③ 防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分から歩行距離20m以下
 <規則第6条第6項第1号>



「PH階」及び「ピット階」には設置しない場合



「PH階」「ピット階」が「無窓階」「地階」に該当すると影響は？

「PH階」「ピット階」を「無窓階」「地階」として取り扱っても、
「PH階」「ピット階」のみに設備が必要となることはほとんどないため、
大幅な規制強化とはならない。

法令で規定される設置基準

防火対象物全体に義務がかかるもの

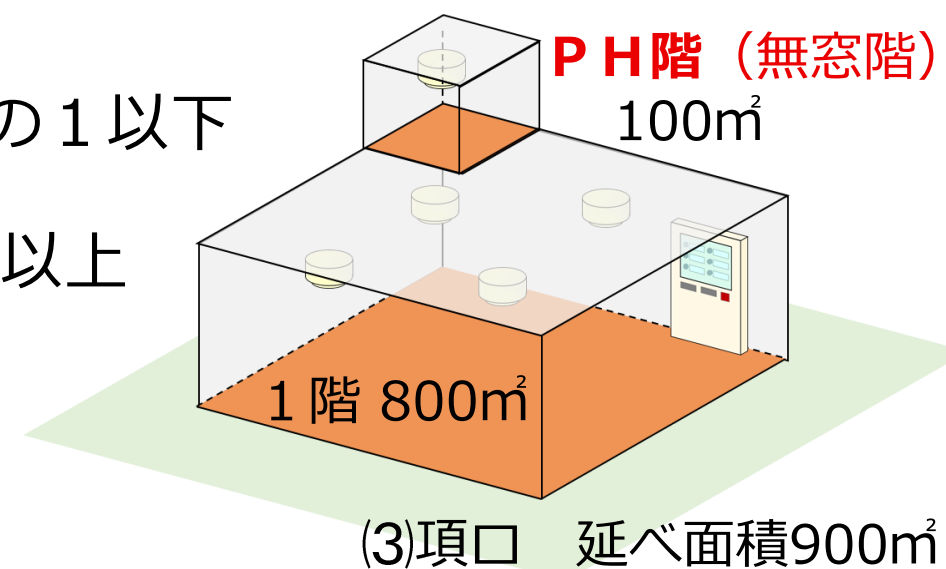
前各号に掲げるもののほか…

「無窓階」「地階」等の特定の部分に義務がかかるもの

＜自動火災報知設備 令第21条第1項第3号イ一部抜粋＞
(2)項イから八まで、(3)項、(4)項…（以下省略）に掲げる防火対象物で延べ面積300平方メートル以上のもの

＜自動火災報知設備 令第21条第1項第10号一部抜粋＞
(2)項イから八まで、(3)項及び(16)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、床面積が100平方メートル以上のもの

- 「PH階」「ピット階」の床面積は、建築面積の8分の1以下
- 延べ面積は、「PH階」「ピット階」の床面積の9倍以上
- 「PH階」「ピット階」に設置義務がかかる場合、防火対象物全体に義務がかかっている。



例外規定 特定一階段等防火対象物に係る避難階以外の階

「PH階」及び「ピット階」は、

政令第21条第1項第7号及び省令第23条第4項第7号に規定する

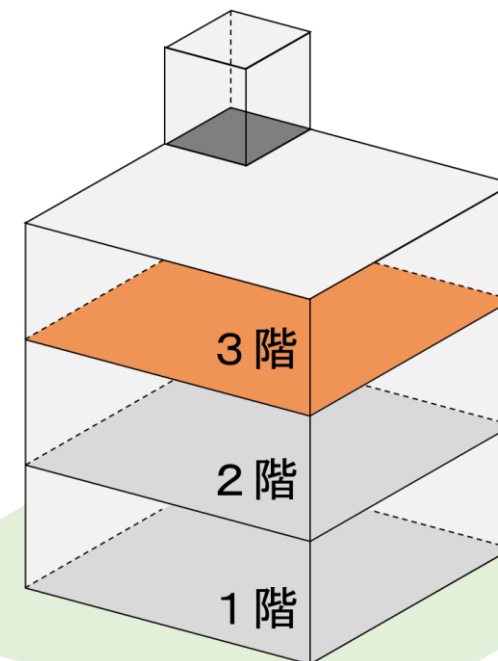
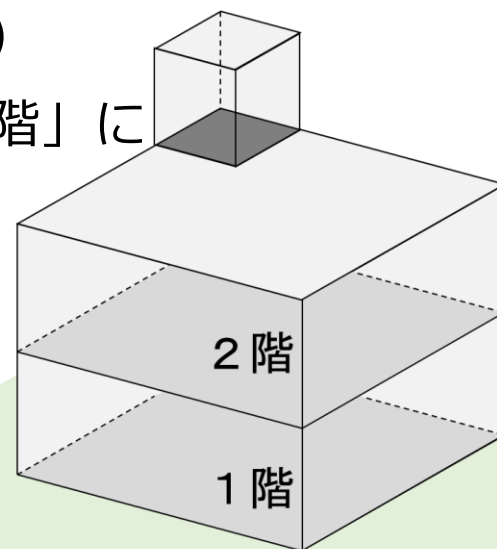
特定一階段等防火対象物に係る「避難階以外の階」には該当しない。

※ここでいう「避難階以外の階」とは、1階、2階及びその他避難階を除いた階をさす。

PH階

(3階ではない)

「避難階以外の階」に
該当しない

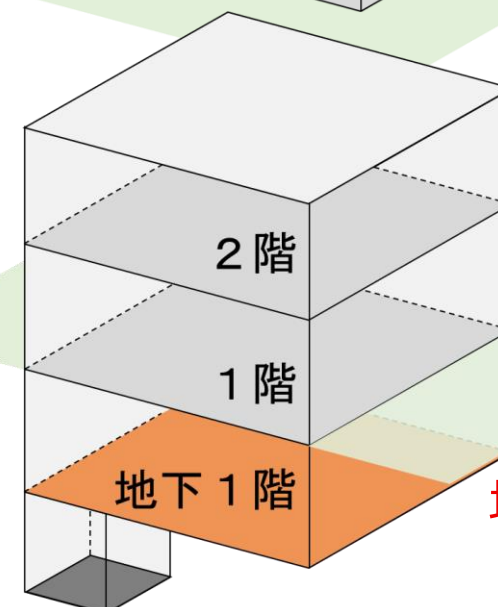
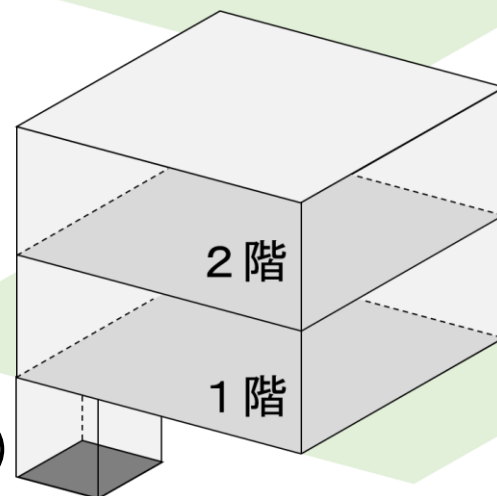


3階は
「避難階以外の階」に
該当する

ピット階

(地下1階ではない)

「避難階以外の階」に
該当しない



地下1階は
「避難階以外の階」に
該当する

例外規定 31mを超える階

階数に算入されない階のみが31mを超える場合は、
「PH階」は「31mを超える階」に該当しない。

「31mを超える階」
に該当する

PH階
階数に算入される階

31m

「31mを超える階」に
該当しない

↓
スプリンクラー設備の
設置義務なし

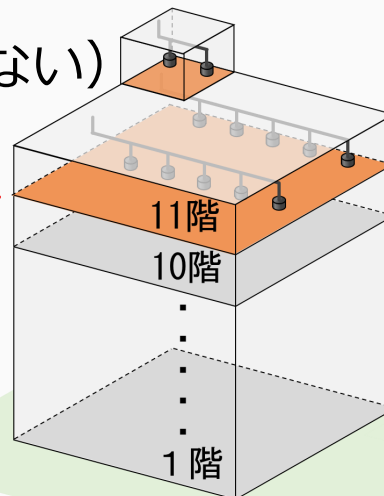
階数に算入される階が
規模（高さ）を判断する
基準となる

◆参考◆

「11階以上の階」は、
階数に算入される階
が規模（階数）を判
断する基準となる。

PH階（12階ではない）

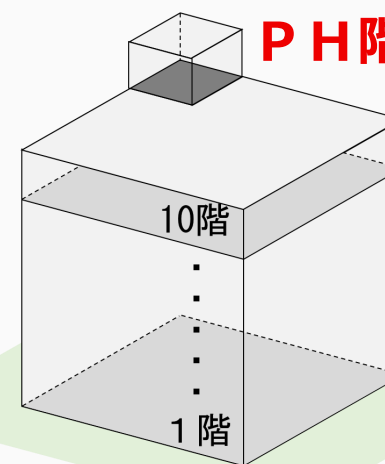
階数に算入される階



PH階（11階ではない）

「11階以上の階」に
該当しない

↓
スプリンクラー設備の
設置義務なし

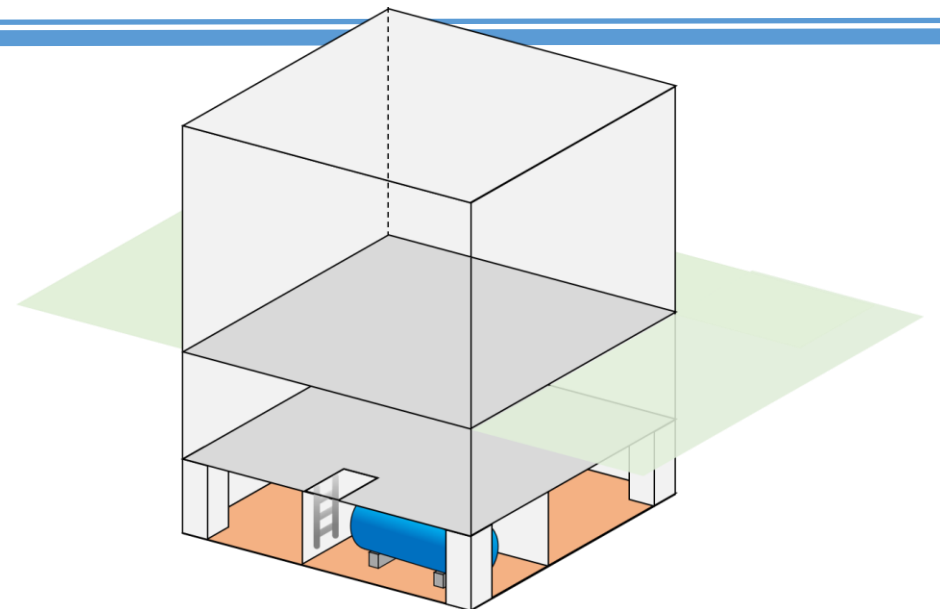
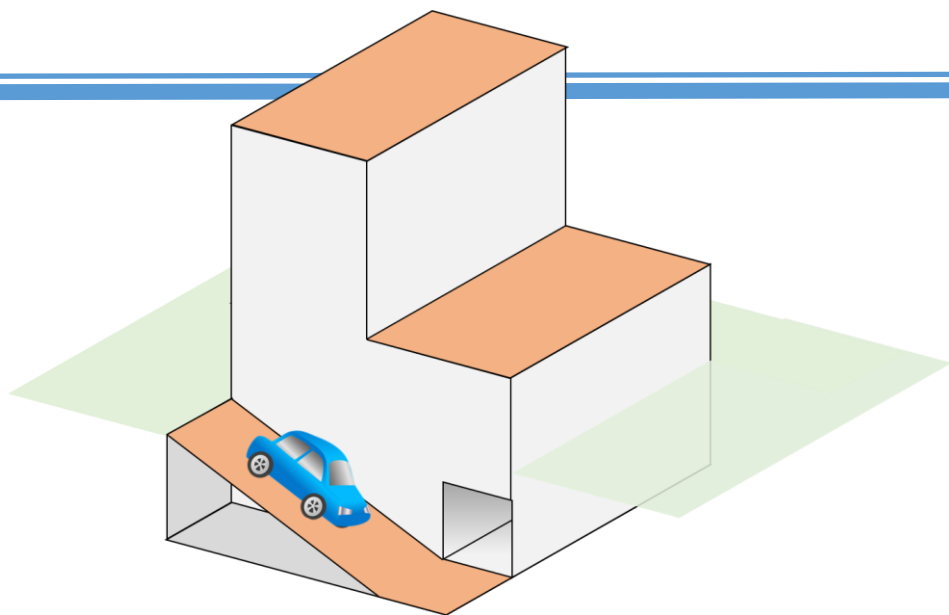


予防事務審査・検査基準 I

第2章 第1節 第9

消防用設備等の設置を要しない部分等

1 消防用設備等の設置を要しない部分



消防用設備等の設置を要しない部分

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

消防用設備等の設置を要しない部分

◇消防用設備等の設置を要しない部分

特段の規定

◇消防用設備等の特例基準等

現状の課題と改定の方針

現状の課題

- ・ 消防用設備等の設備が必要となる防火対象物の範囲が不明確である。
- ・ 「消防用設備等を設置する防火対象物の範囲」が署によって判断が異なる。

判断が異なる例…

- ・ 途中階の陸屋根を屋内消火栓設備の警戒範囲とするか。
- ・ 上空が青空の駐車場に至る斜路の部分に、水噴霧消火設備等の設置が必要となるか。
- ・ ピロティ、免震層、地下ピット及びデッドスペース等に消防用設備等が必要か。…etc



改定の方針

- ・ 法令上、消防用設備等の設置を要しない部分を示す。
- ・ 消防用設備等が必要な部分でも、実情に応じて特例を示す。

☆シンプル
☆合理的

法令上消防用設備等の設置を要しない部分の検討

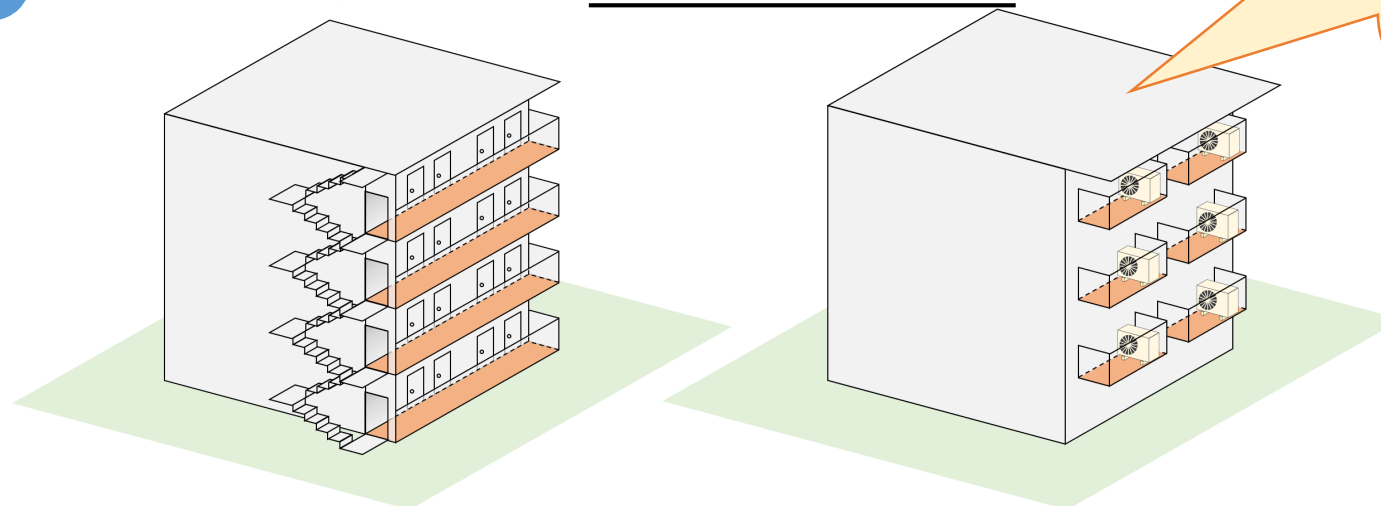
判断が分かれている

建築基準法で
床面積に算入されない部分は、
消防用設備等の**設置を要しない**。

建築基準法で
床面積に算入されない部分も、
防火対象物の部分なので
消防用設備等の**設置を要する**。

床面積に算入
されない部分

避難経路の開放廊下
屋内的用途のバルコニーなど



法令上消防用設備等の設置を要しないとまでは言えないのではないか。

検討の結果

建築基準法の床面積を参考としつつ、
明らかに設置を要しない部分を示す。

法令上消防用設備等の設置を要しない部分

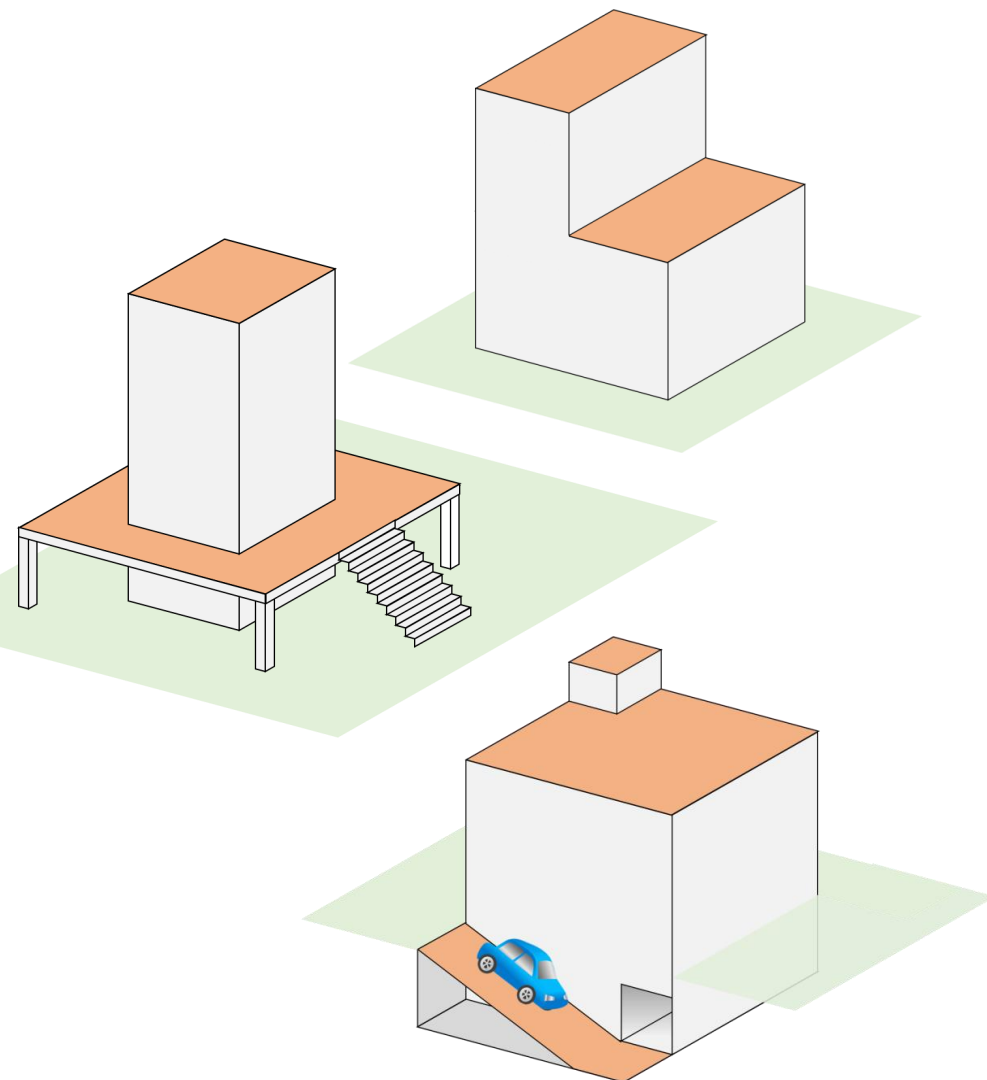
現行

消防用設備等を設置する範囲が明確でない。

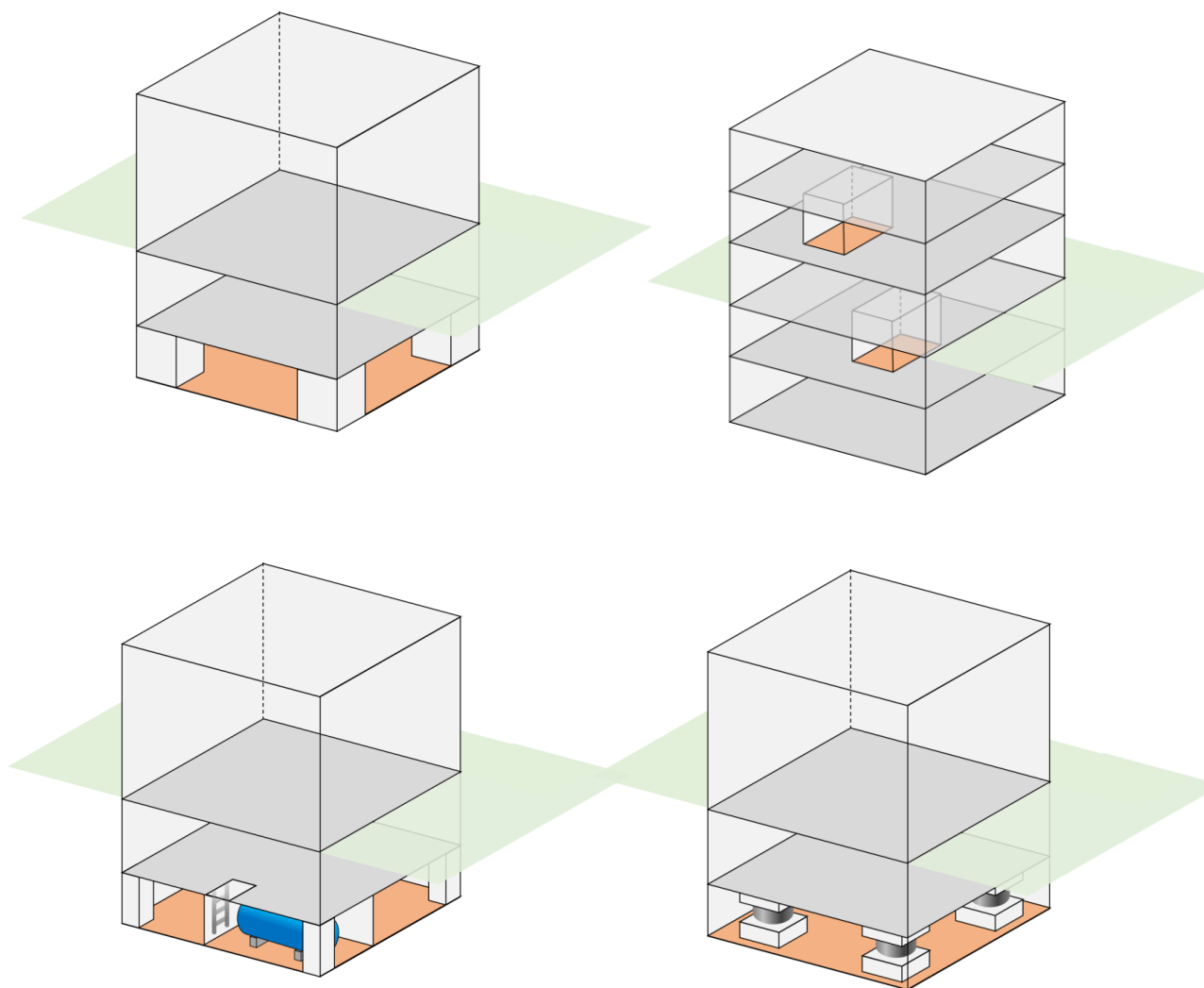
改定後

法令上消防用設備等の設置を要しない部分を明確にした。

屋上等



デッドスペース・地下ピット等

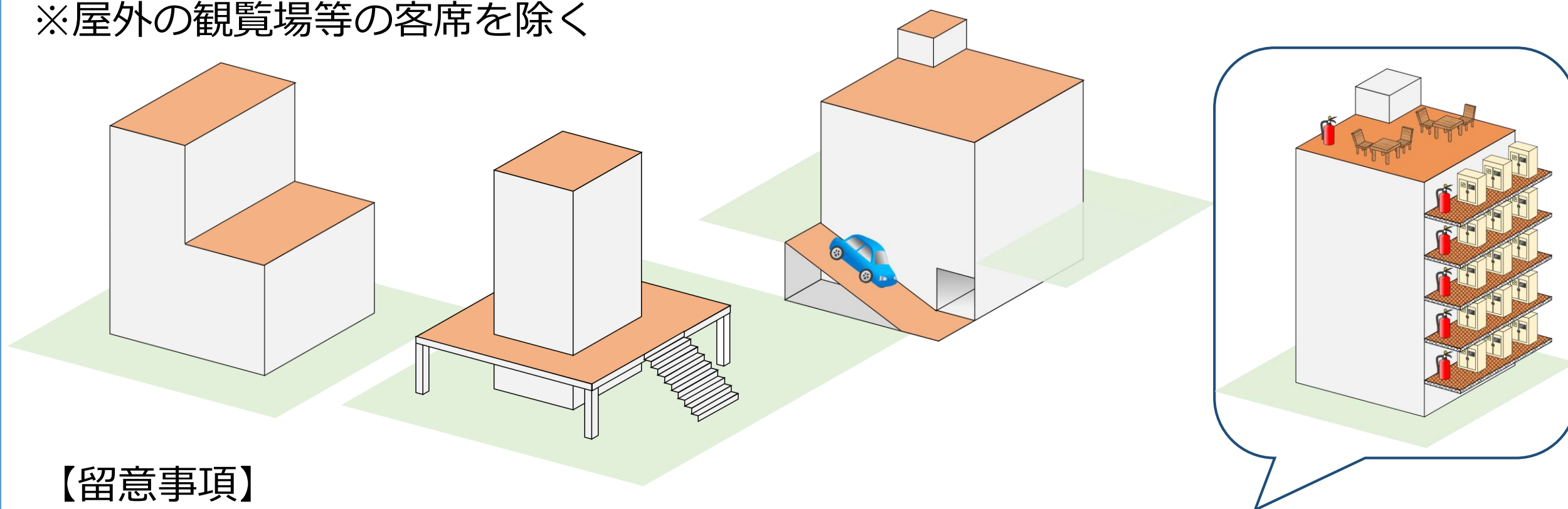


法令上消防用設備等の設置を要しない部分①

屋上等

- ・ 屋上（最上部以外のセットバックした部分を含む。）
- ・ 人工地盤、スロープ等で上部が屋根、庇等により覆われていない部分

※屋外の観覧場等の客席を除く



【留意事項】

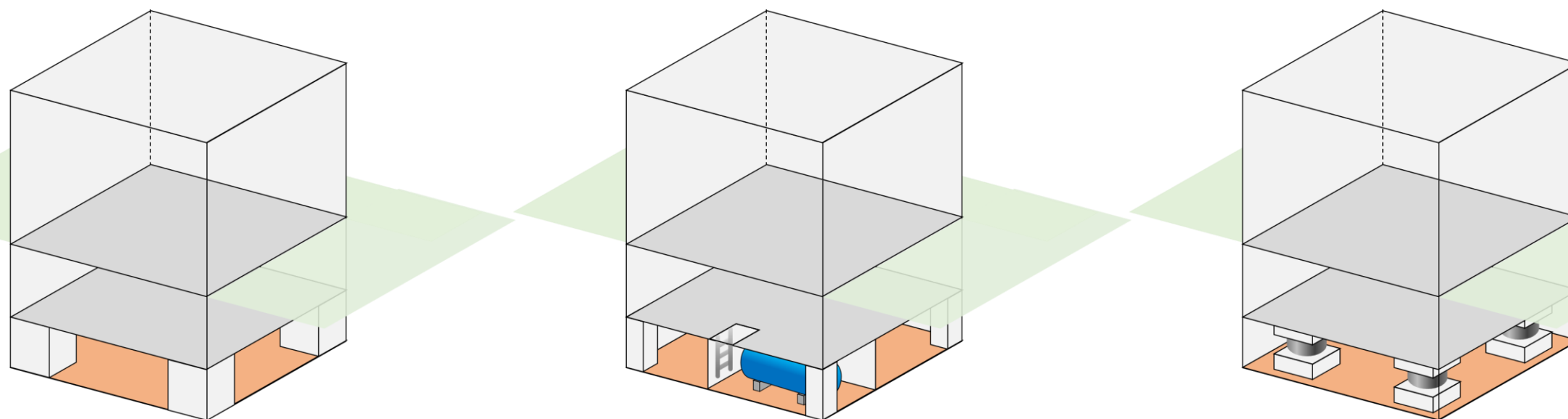
1. 特段の規定に基づき、必要となる消防用設備等は設置が必要であること。
2. ビアガーデン等を行う場合は、審査・検査基準に基づき消火器等の設置を指導する。
3. グレーチング等は屋根、庇等には含まれないものであること。
4. グレーチング等により複数層にわたって構築された設備バルコニーは、必要に応じて消火器具等による警戒を指導する。

法令上消防用設備等の設置を要しない部分②

デッドスペース・地下ピット等

デッドスペース、地下ピット等で、次の全てに該当する部分

- 建築設備等(次に掲げるものを除く。)が設置されていない部分
 1. 配線及び配管
 2. 最下層の免震装置（付属する設備を含む。）
 3. 給水タンク又は貯水タンク
 4. 照明設備
- 点検口（高さ及び幅がそれぞれ概ね1,200mm以下、750mm以下）でのみ出入りが可能である等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分
- 建築基準法令上、床面積に算入されていない部分



特段の規定

改定後

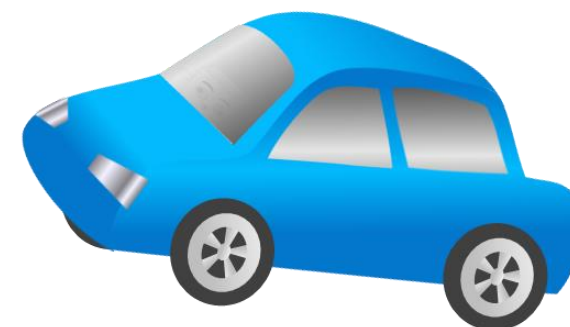
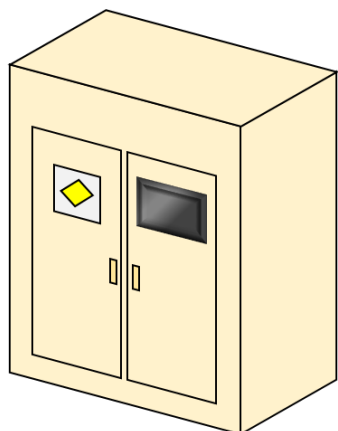
通常、防火対象物の用途、構造、規模などにより必要となる消防用設備等が定められている。

しかし、消防法令の中には、内容物（危険物や指定可燃物など）や部分的な危険性（駐車場の用に供される部分）などにより、必要となる消防用設備等もある。

防火対象物の用途、構造、規模に関係なく定められた規定を、「**特段の規定**」として定義し、防火対象物のあらゆる部分に規制が及ぶものとする。



- 少量危険物又は指定可燃物に係る規定
- 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る規定
- 道路の用に供される部分に係る規定
- 駐車場の用に供される部分に係る規定
- 電気設備に係る規定
- 火気の使用等に係る規定
- 連結送水管設備の屋上放水口に係る規定



特段の規定

改定後

● 少量危険物又は指定可燃物に係る規定

政令第10条第1項第4号
政令第11条第1項第5号
政令第12条第1項第8号
政令第13条第1項第9欄
政令第21条第1項第8号
条例第36条第2項第6号
条例第37条第1項第6号
条例第38条第1項第3号
条例第39条第1項第6号
条例第40条第1項第5欄
条例第41条第1項第4号



● 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る規定

政令第13条第1項第2欄
条例第46条第1項第2号

● 道路の用に供される部分に係る規定

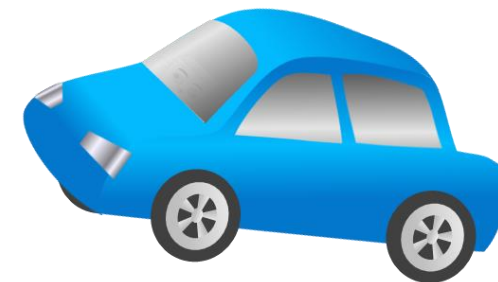
政令第13条第1項第3欄
政令第21条第1項第12号
政令第29条第1項第5号

● 駐車のに供される部分に係る規定

政令第13条第1項第5欄
条例第46条第1項第2号

● 電気設備に係る規定

政令第13条第1項第6欄
条例第36条第2項第2号
条例第37条第1項第1号から第5号まで
条例第40条第1項第2欄

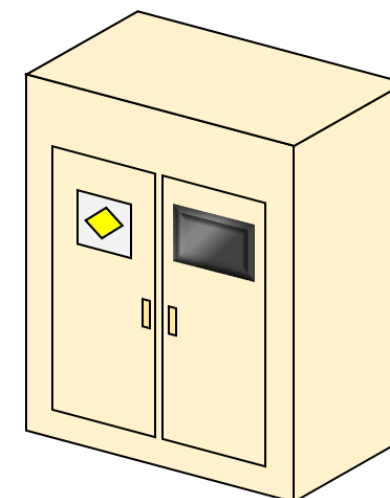


● 火気の使用等に係る規定

政令第13条第1項第7欄
条例第36条第2項第1号及び第3号から第5号まで

● その他

条例第38条第4項
条例第46条第4項

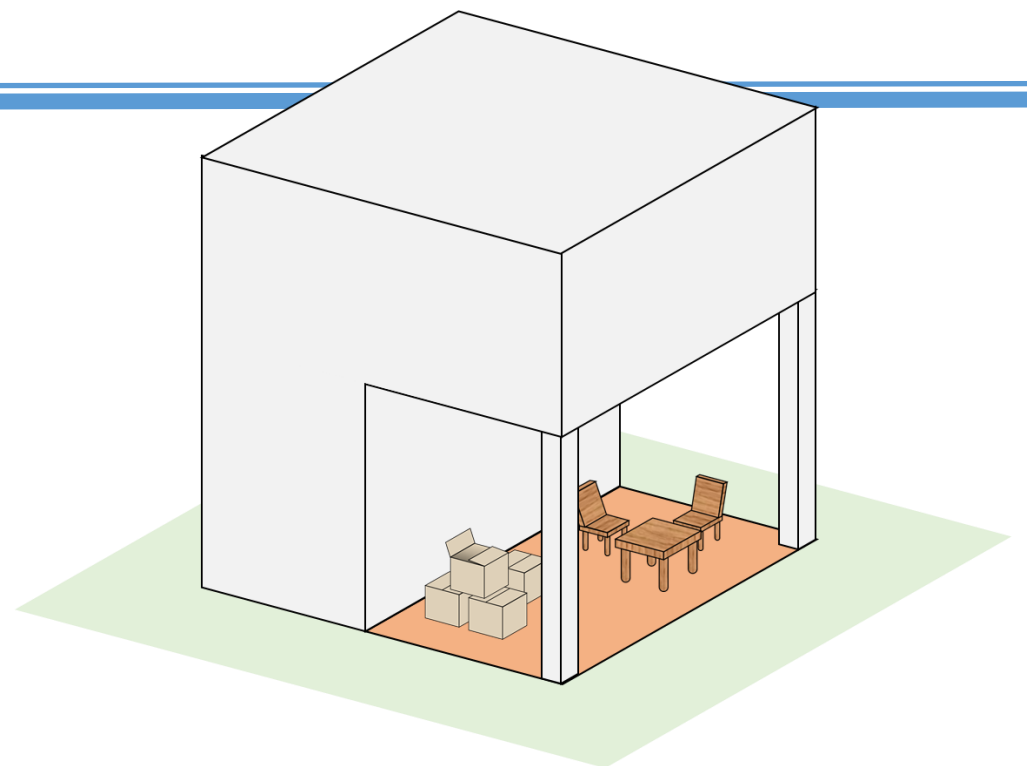


予防事務審査・検査基準 I

第2章 第1節 第9

消防用設備等の設置を要しない部分等

2 消防用設備等の特例基準等 (2)



外部の気流が流通する場所の拡大

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

外部の気流が
流通する場所の
拡大

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

規則「外部の気流が流通する場所」の現在の運用

規則第13条第3項第6号、規則第23条第4項第1号ロ

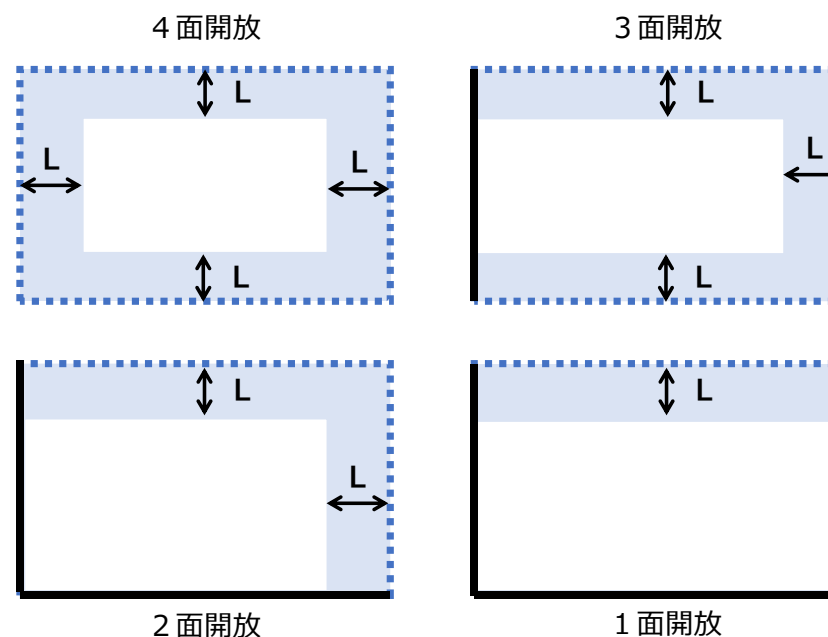
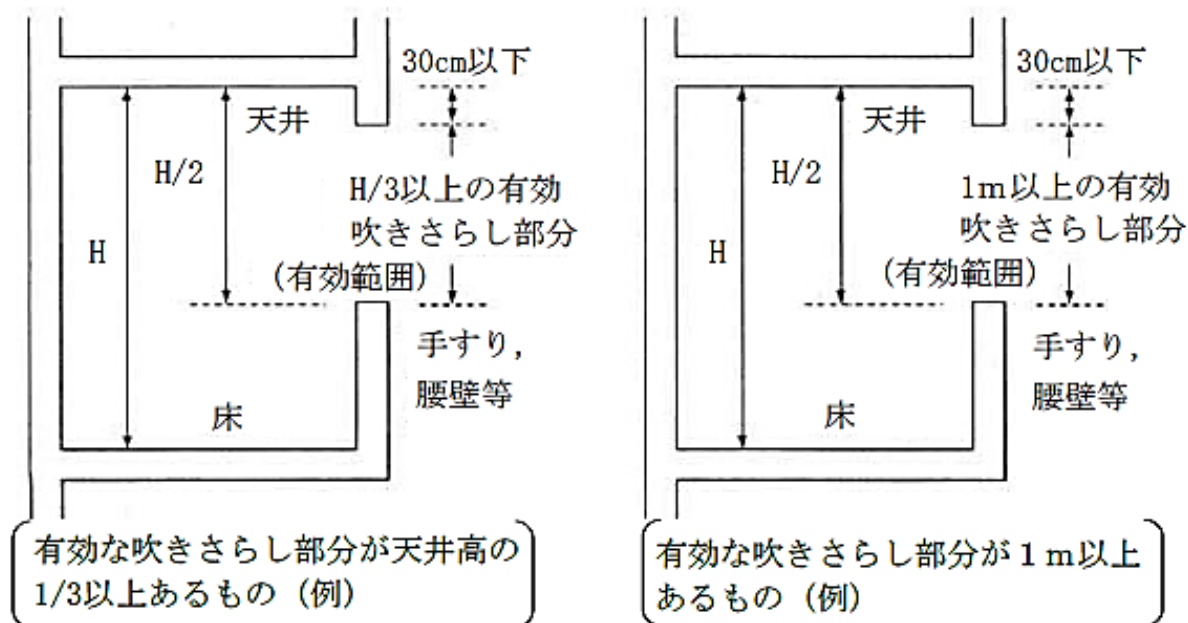
「外部の気流が流通する場所」には、**SPヘッド**及び**自火報感知器**（炎感知器を除く。）の設置を要しないと規定されている。

現状

● SPヘッド：予防事務審査・検査基準

断面形状が次のすべてに該当し、直接外気に面する部分から**5m未満**の部分であること。

1. 有効な吹きさらし部分は、1m以上の高さ又は天井高の3分の1以上であること。
2. 有効な吹きさらし部分は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。
3. 天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30cm以下であること。



外部の気流が流通する場所

外気に開放している部分

※ L は 5 m 未満に限定

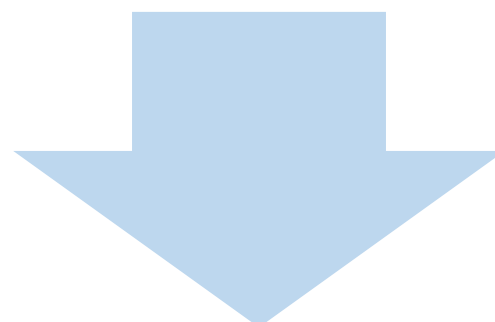
● 自火報感知器：予防事務質疑応答集（S53東京消防庁回答、S54総務省消防庁回答）

一般的には、外気に面する部分から**5m未満**の範囲と解される（SPヘッド右図参照）。

現状の課題と改定の方針

現状の課題

- ・ 外部の気流が流通する場所の形状を考慮せず、一律に5mの範囲までしか取り扱うことができない。
- ・ スプリンクラー設備と自動火災報知設備で取り扱いが異なるため、複雑である。



改定の方針

☆シンプル
☆合理的

- ・ 開放部分の状況により、**5m以上の範囲**も外部の気流が流通する場所として取り扱う。
- ・ スプリンクラー設備と自動火災報知設備の取扱いを同じにする。

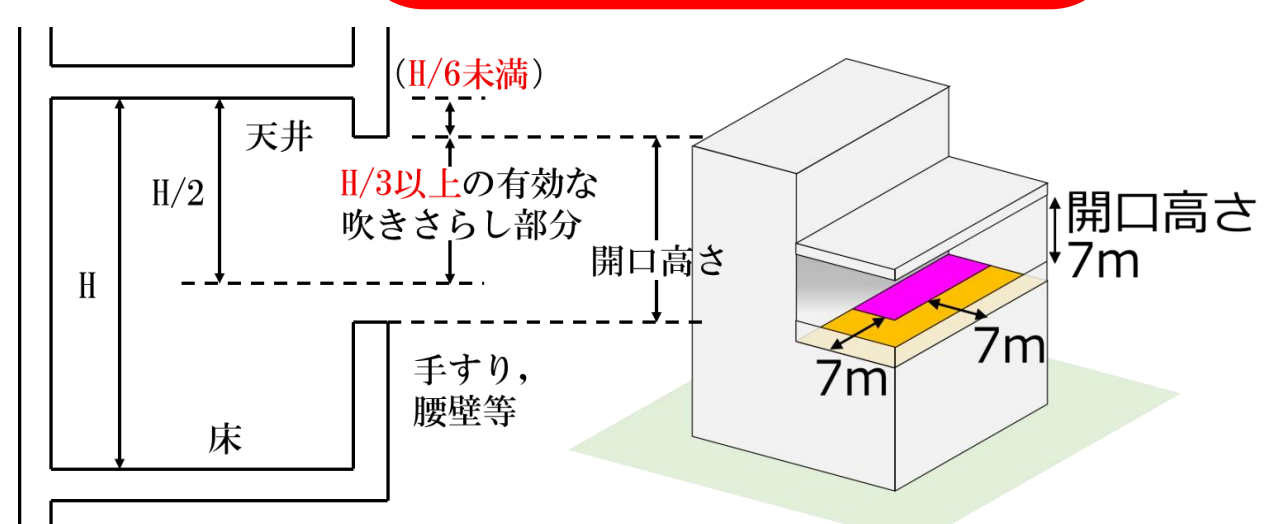
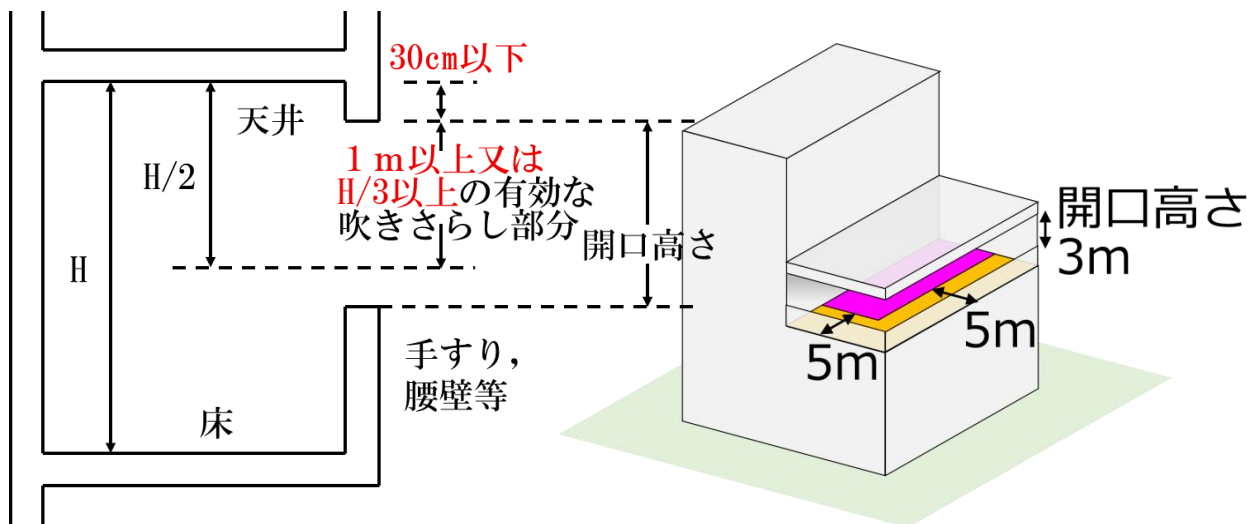
規則「外部の気流が流通する場所」の拡大

改定後

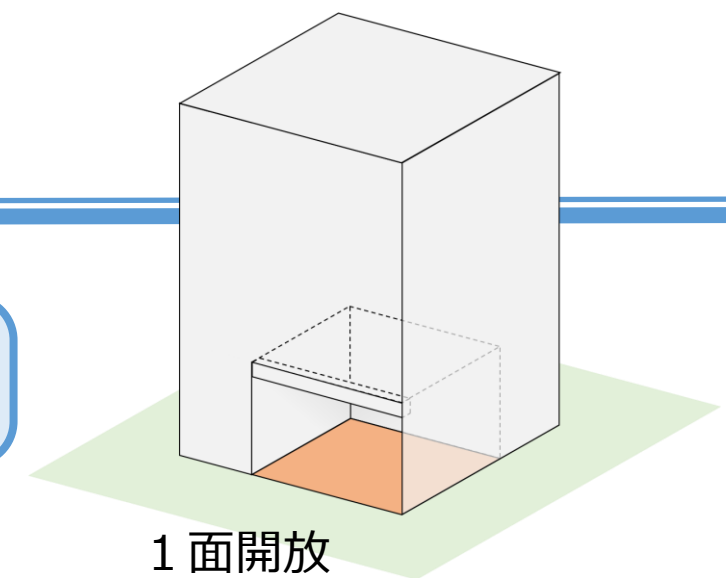
SPヘッド及び**自火報感知器**（炎感知器を除く。）の設置を要しない「外部の気流が流通する場所」を拡大

拡大範囲

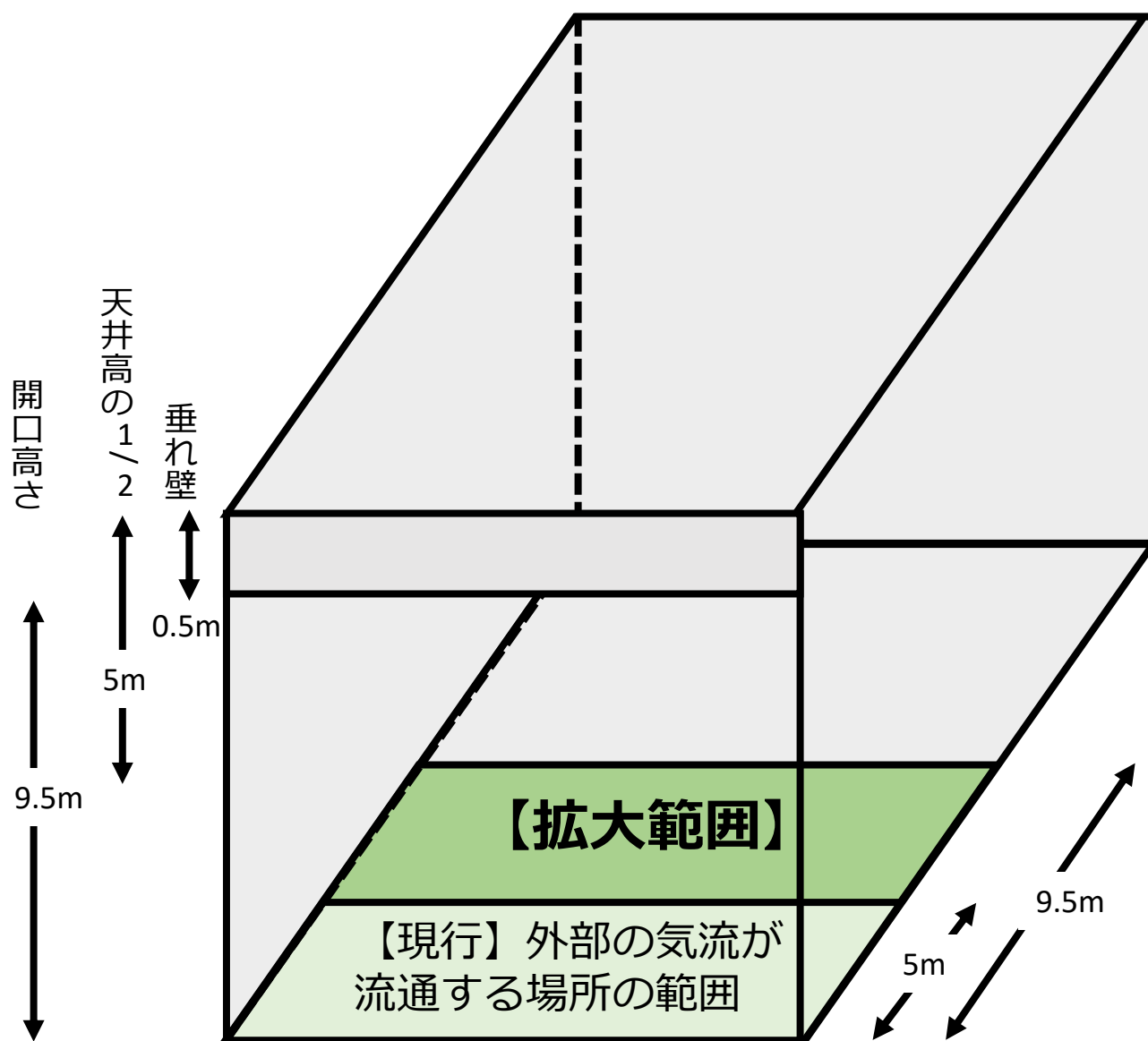
開口高さ		5 m未満	5 m以上
分の 直接 断面 外気 に面 する 部 形状	有効な吹きさらし部分の高さ	1 m以上の高さ又は天井高の3分の1以上	天井高の3分の1以上
	有効な吹きさらし部分の位置	天井高の2分の1の位置より上に存している	同左
	垂れ壁	天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30cm以下	規定なし (上記により天井高の6分の1未満となる。)
外部の気流が流通する場所の範囲		直接外気に面する部分から概ね5 mの範囲	直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲



「外部の気流が流通する場所」の取扱い



【例】 1面開放の場合（天井高10m・開口高さ9.5m）



外部の気流が流通する部分の断面形状

1. 有効な吹きさらし部分の高さ
天井高の $1/3 (\doteq 3.3\text{m}) \leq 4.5\text{m}$
2. 有効な吹きさらし部分の位置
天井高の $1/2$ より上部にある
3. 垂れ壁の設置
天井高の $1/6 (\doteq 1.6\text{m}) > 0.5\text{m}$

OK

外部の気流が流通する場所の範囲

直接外気に面する部分から
概ね開口高さの距離の範囲 **9.5m**

「外部の気流が流通する場所」の屋内消火栓設備の特例

令第11条第4項

スプリンクラー設備が設置されている場合、その有効範囲内の部分は屋内消火栓設備を設置しないことができる」と規定されている。



「外部の気流が流通する場所」は有効な範囲とみなせるか？



現状

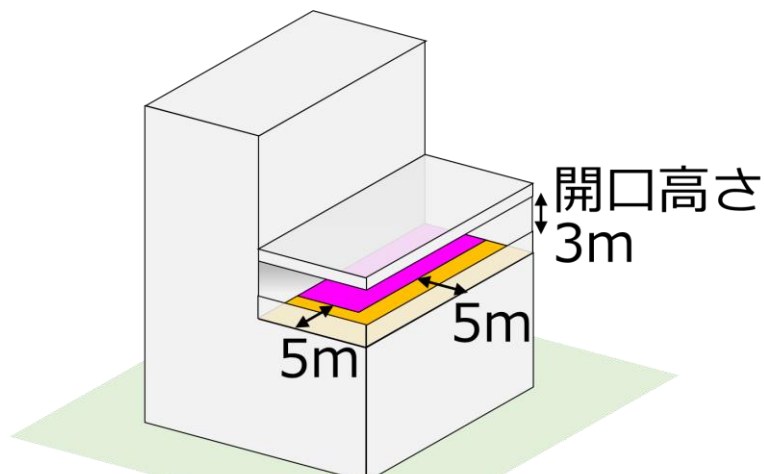
質疑応答集（昭和51年2月10日消防安第21号 兵庫県生活部長あて消防庁安全救急課長 一部抜粋）

該当しない。ただし、省令第13条第3項第6号に掲げる部分については政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備の設置を省略してもさしつかえない。

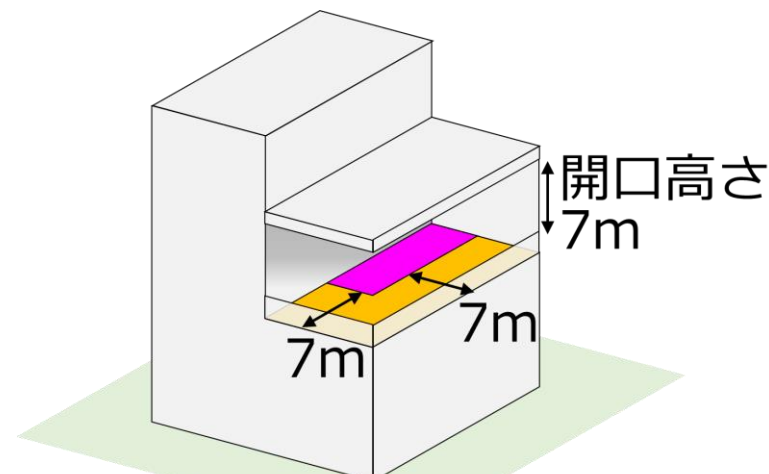
外部の気流が流通する場所

改定後

- 質疑応答集の内容は引き続き運用し、審査・検査基準に明記する。
- 「外部の気流が流通する場所」の範囲拡大に伴い、屋内消火栓設備の設置を省略できる範囲が実質的に拡大する。



外気開放部分から概ね5m未満の部分

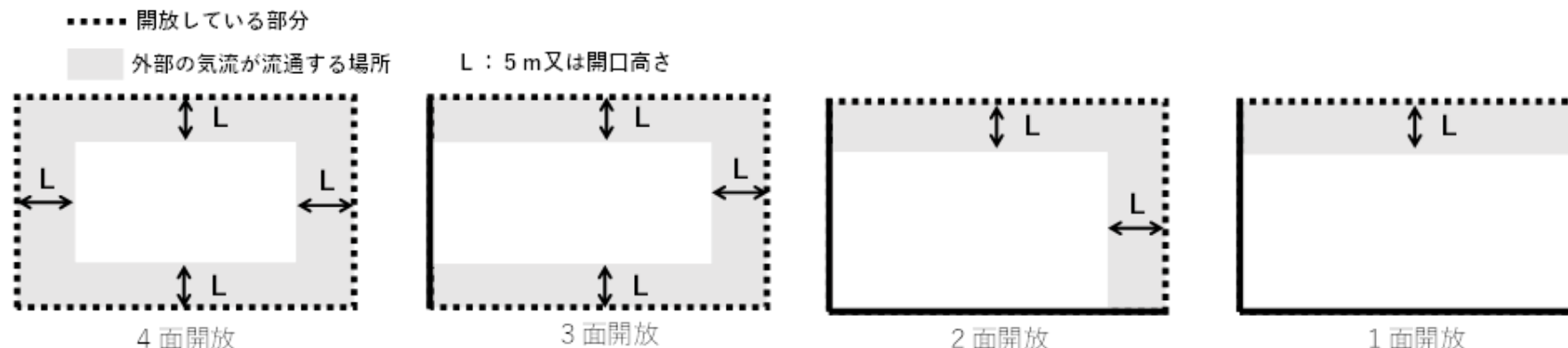


外気開放部分から概ね開口高さ分の奥行までの部分

「外部の気流が流通する場所」の取扱いまとめ

取扱いの統一

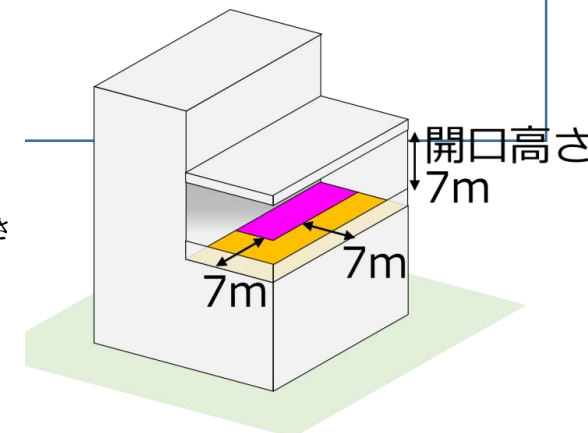
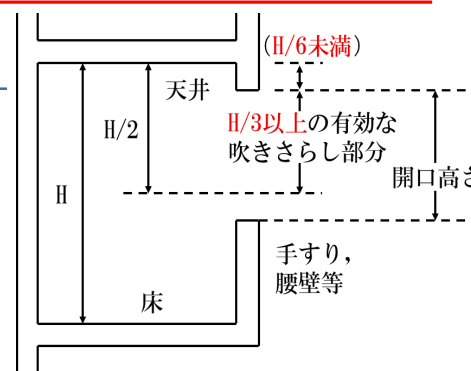
規則第13条第3項第6号（スプリンクラーヘッド）及び規則第23条第4項第1号ロ（自火報感知器）の取扱いを統一した。



範囲の拡大

開口高さが5 m以上の場合、適用範囲を拡大する。

SPヘッド 感知器
規則による免除



屋内消火栓への適用

屋内消火栓の設置免除部分が実質的に**拡大**した。
※スプリンクラー設備が設置されている場合に限る。

屋内消火栓
令32条による免除

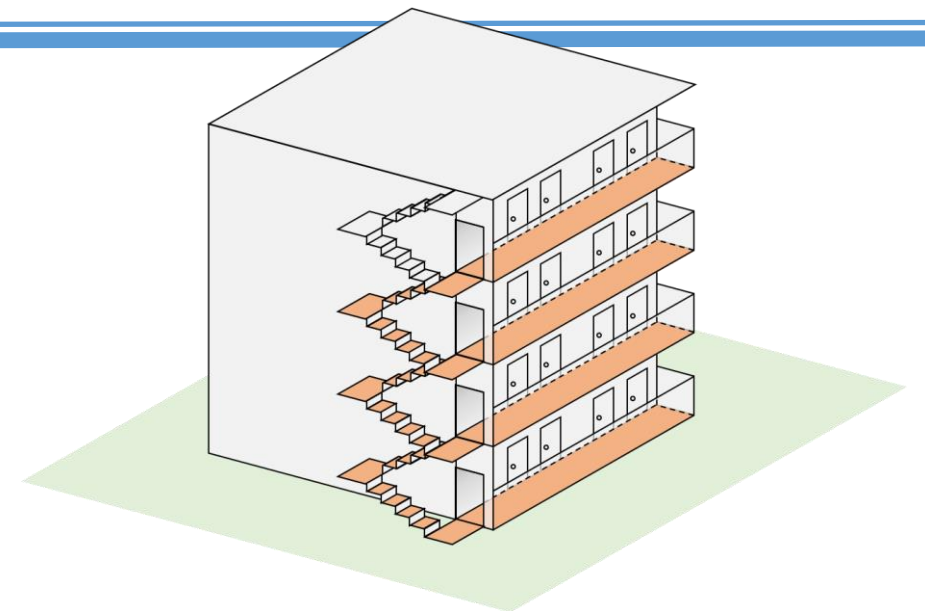
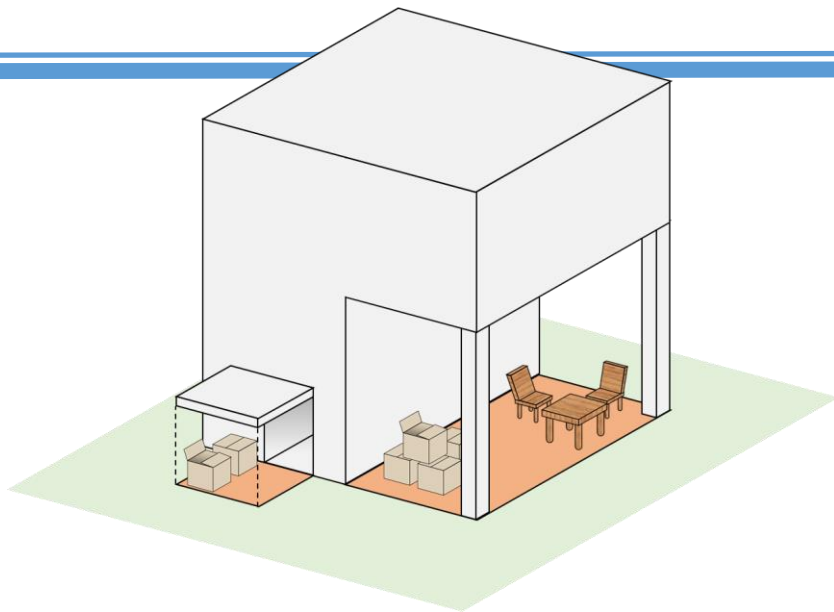


予防事務審査・検査基準 I

第2章 第1節 第9

消防用設備等の設置を要しない部分等

2 消防用設備等の特例基準等 (1)



特例で全部又は一部の消防用設備等を免除する部分

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

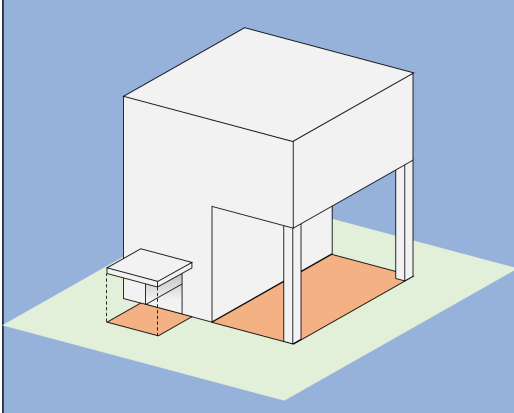
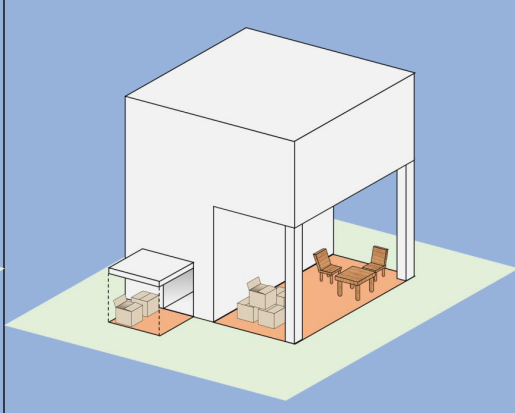
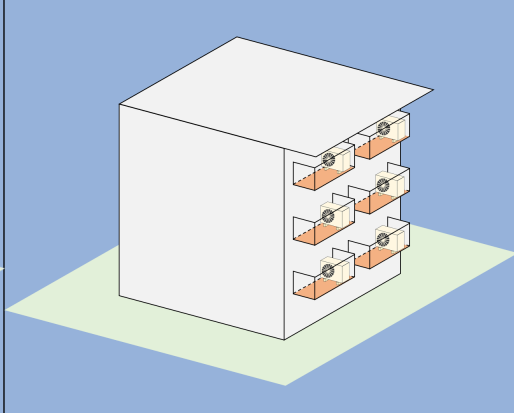
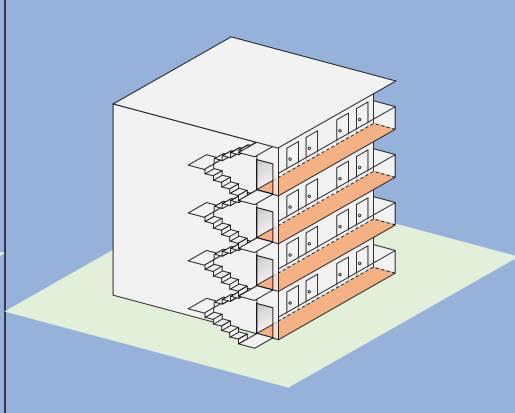
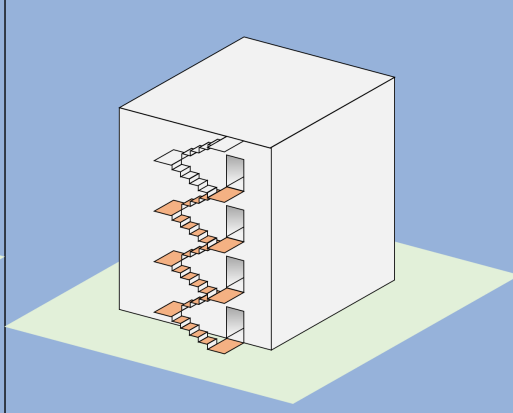
外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

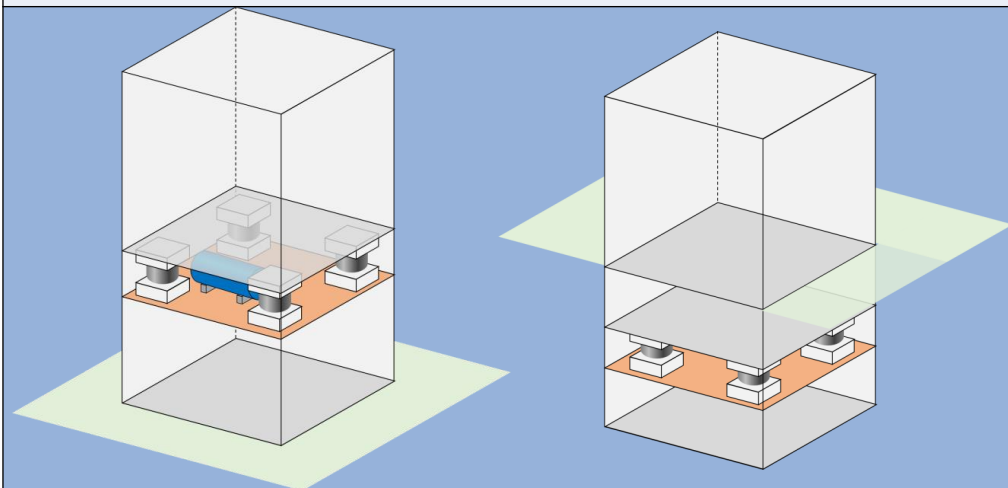
特例対象部分

外気開放部分

ピロティ・ポーチ (屋内的用途なし)	ピロティ・ポーチ (屋内的用途あり)	ベランダ バルコニー	吹きさらし廊下	屋外直通階段
				
特例①	特例②	特例③	特例④	特例⑤

中間免震層等

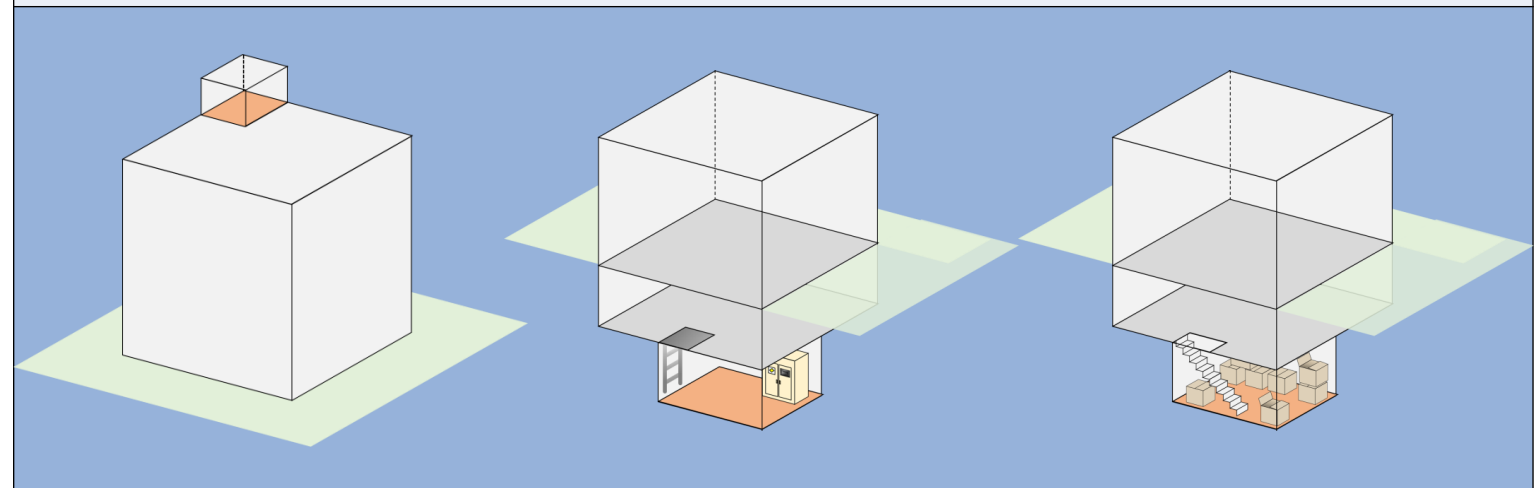
中間免震層



特例⑥

階数に算入されない階

塔屋・地階の機械室・倉庫等

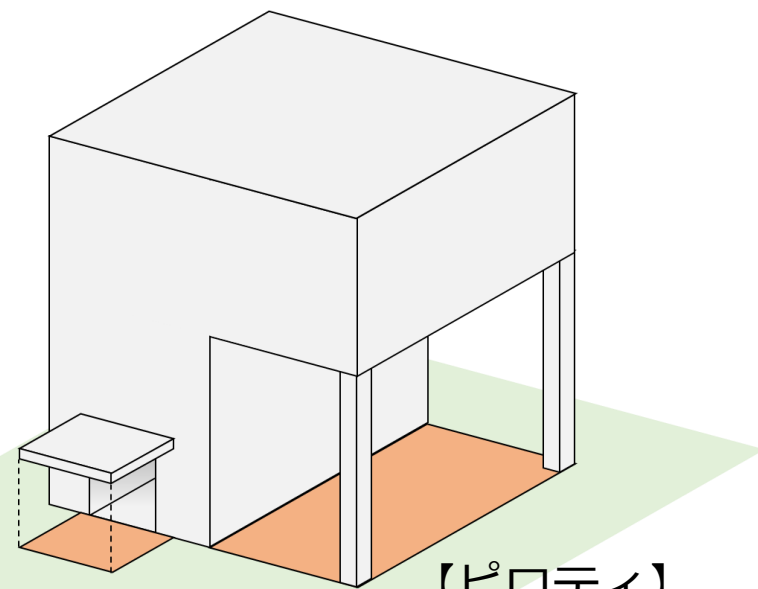


特例⑦

特例①

ピロティ・ポーチ（屋内的用途なし）

<p>特例対象部分</p>	<p>次の<u>全て</u>に該当する部分であること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難階等に存し、直接外気に開放されている部分 2. 屋内を経由せずに道路へ避難できる部分 3. 屋内的用途として使用していない部分 <p>※特例②～④の「外部の気流が流通する場所」とは異なる。</p>
<p>特例対象設備</p>	<p>全ての設備の警戒を要しない。</p>
<p>特例の理由</p>	<p>外気に十分開放され、可燃物がなく出火の危険性が著しく低いため。当該部分からの避難が容易であるため。</p>



【ポーチ】
本屋根とは別の庇が壁体から突き出ている建物への入口

【ピロティ】
避難階等にあり、柱等で構成された開放空間

屋内的用途として使用していない部分

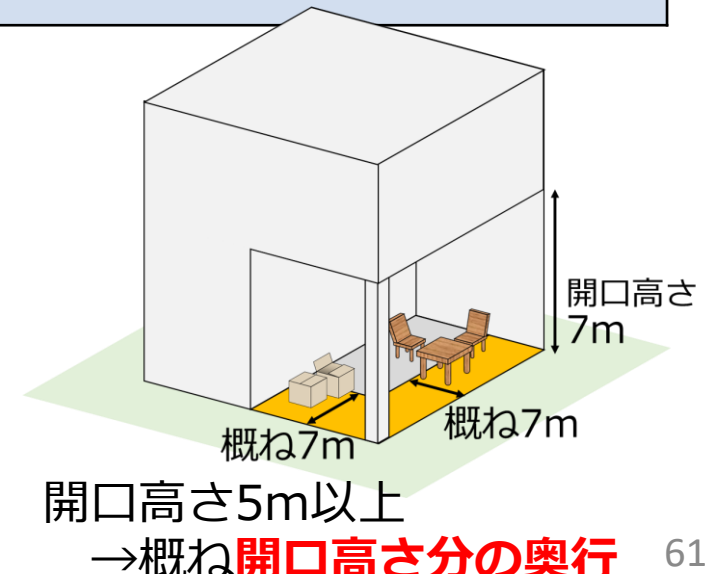
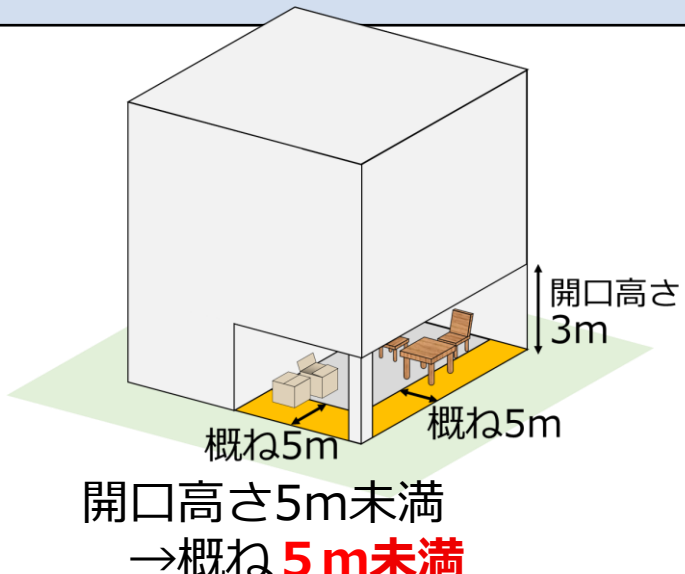
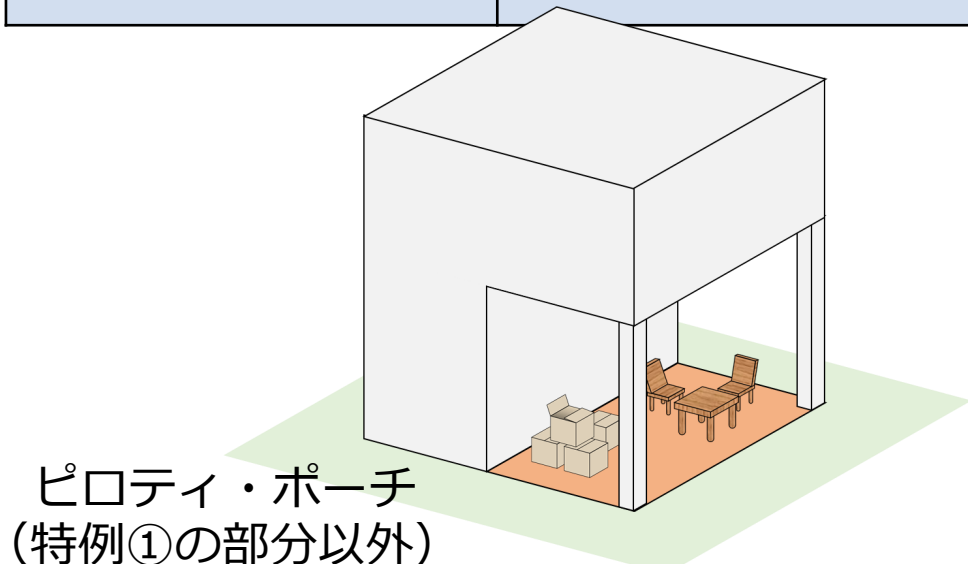
- 人の通行又は運搬のみに供される通路
- 車寄せがなく車両の通過のみに供される車路
- 植栽、水景施設等の存する部分
- 上記に付属するもので、部分的なもの

※目安として、建築基準法令上床面積に算入されない部分であること。

特例②

ピロティ・ポーチ（屋内的用途あり）

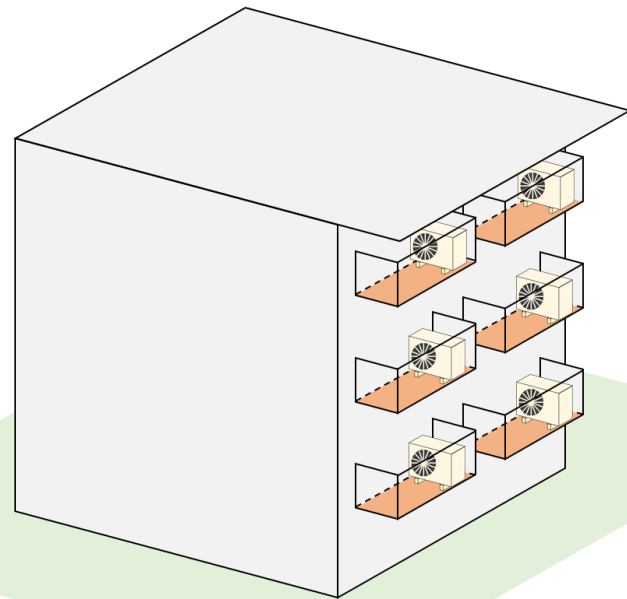
<p>特例対象部分</p>	<p>外部の気流が流通する場所で、次の<u>全て</u>に該当する部分であること （特例①の部分を除く。） 1. 避難階等に存する部分 2. 屋内を経由せずに道路へ避難できる部分</p>
<p>特例対象設備</p>	<p>次の設備の警戒を要しない。 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備 ただし、当該部分に面する屋内の部分に自動式の消火設備を設置した場合に限る。 自動火災報知設備(地区音響装置)・非常警報設備(音響装置) ※自火報の発信機、非常警報設備の起動装置は包含範囲であることが必要。 ※SPヘッド、自火報感知器は、規則により設置を要しない。</p>
<p>特例の理由</p>	<p>外気に十分開放され、内部への延焼拡大の危険性が低いため。 当該部分からの避難が容易であるため。</p>



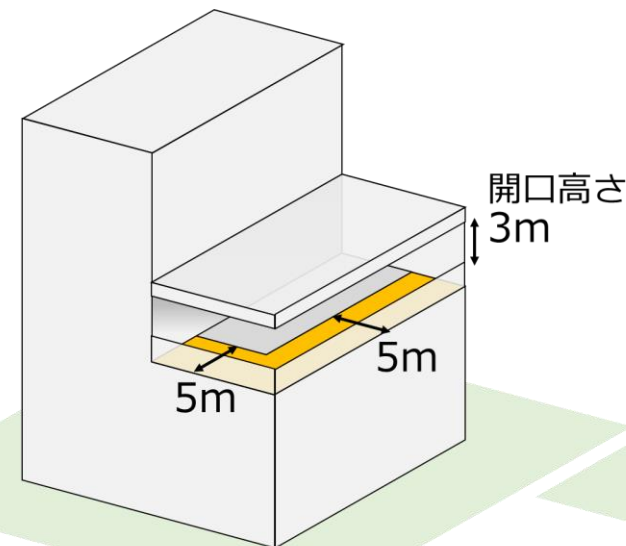
特例③

ベランダ・バルコニー

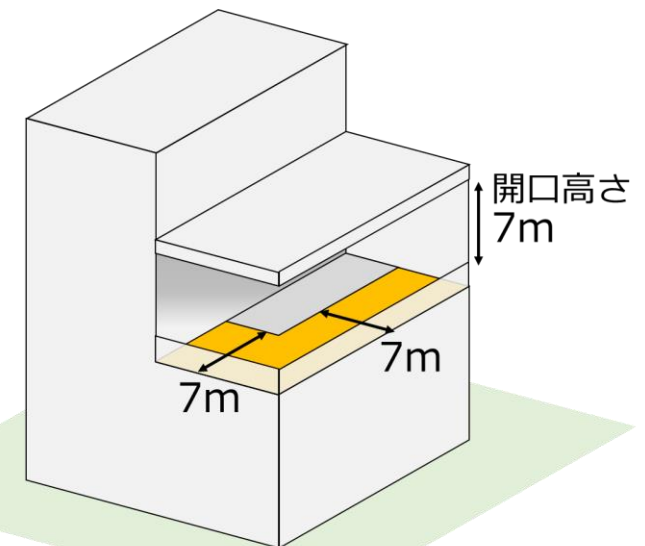
<p>特例対象部分</p>	<p>外部の気流が流通する場所に該当するベランダ・バルコニーで、居室（建基法第2条第4号）と同様の使用をしない部分</p>
<p>特例対象設備</p>	<p>次の設備の警戒を要しない。 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備 ただし、当該部分に面する屋内の部分に自動式の消火設備を設置した場合に限る。 自動火災報知設備(地区音響装置)・非常警報設備(音響装置) ※自火報の発信機、非常警報設備の起動装置は包含範囲であることが必要。 ※SPヘッド、自火報感知器は、規則により設置を要しない。</p>
<p>特例の理由</p>	<p>外気に十分開放され、内部への延焼拡大の危険性が低いため。</p>



ベランダ・バルコニー



開口高さ5m未満
→概ね **5m未満**

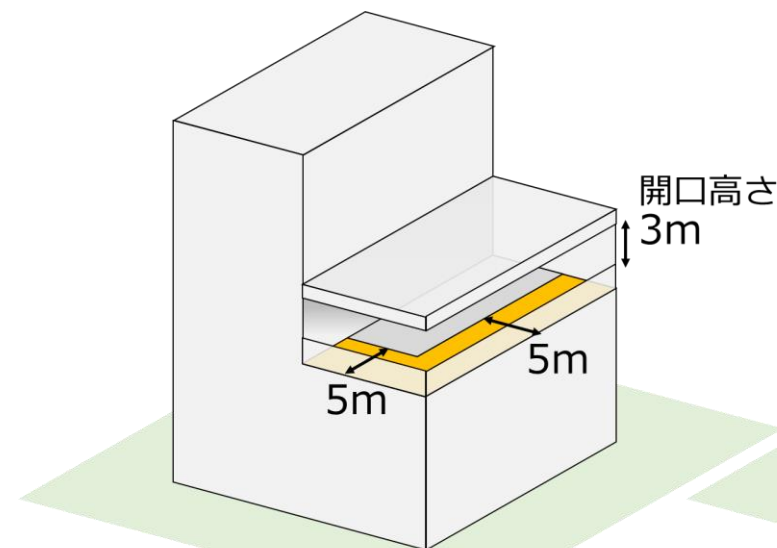
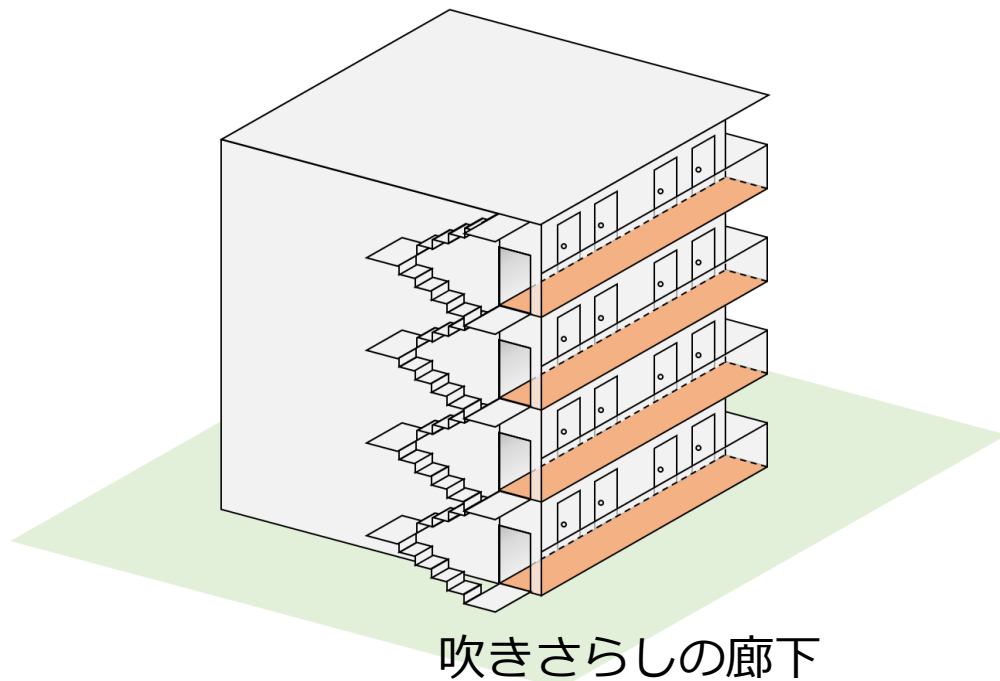


開口高さ5m以上
→概ね **開口高さ分の奥行**

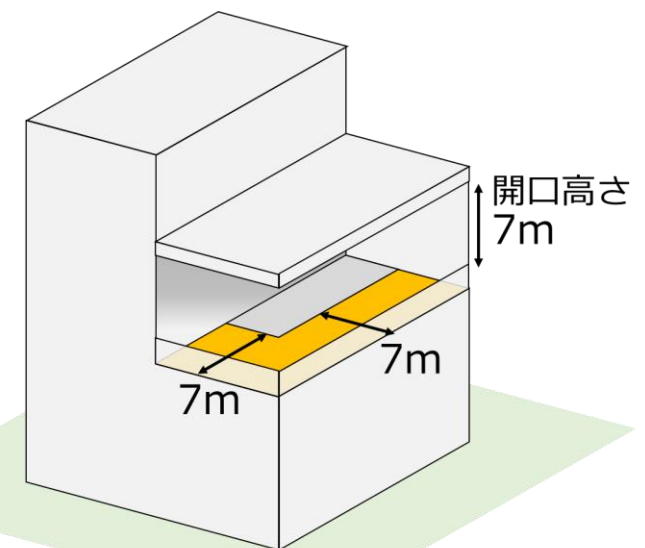
特例④

吹きさらし廊下

特例対象部分	外部の気流が流通する場所に該当する廊下
特例対象設備	次の設備の警戒を要しない。 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備 ただし、当該部分に面する屋内の部分に自動式の消火設備を設置した場合に限る。 ※SPヘッド、自火報感知器は、規則により設置を要しない。
特例の理由	外気に十分開放され、可燃物がなく出火の危険性が低いため。



開口高さ5m未満
→概ね **5m未満**

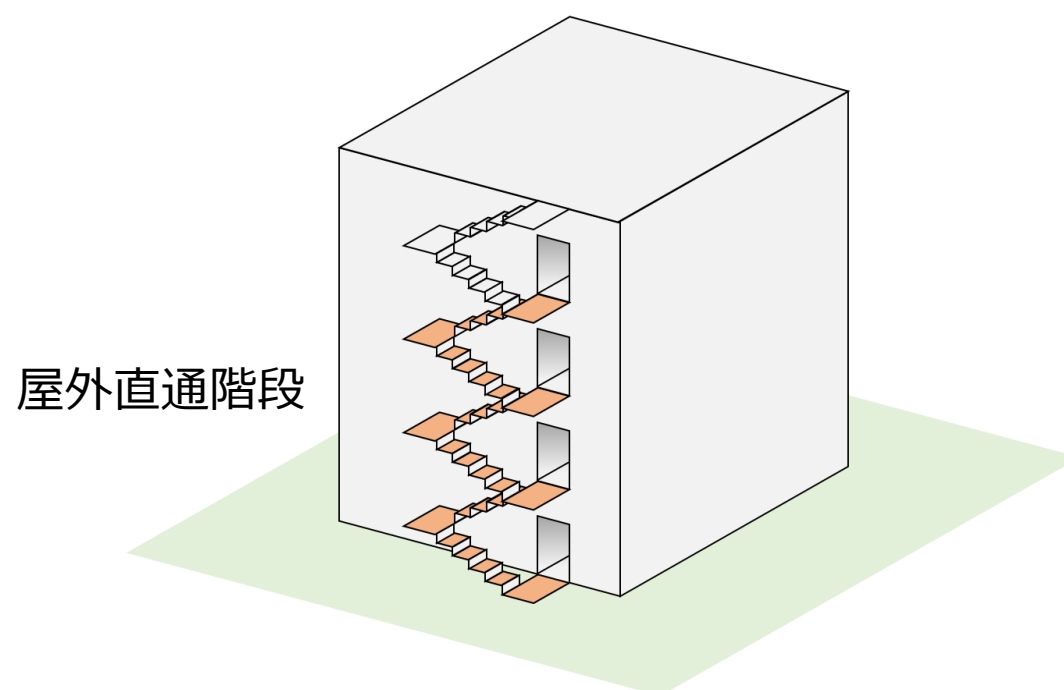


開口高さ5m以上
→概ね **開口高さ分の奥行**

特例⑤

屋外直通階段

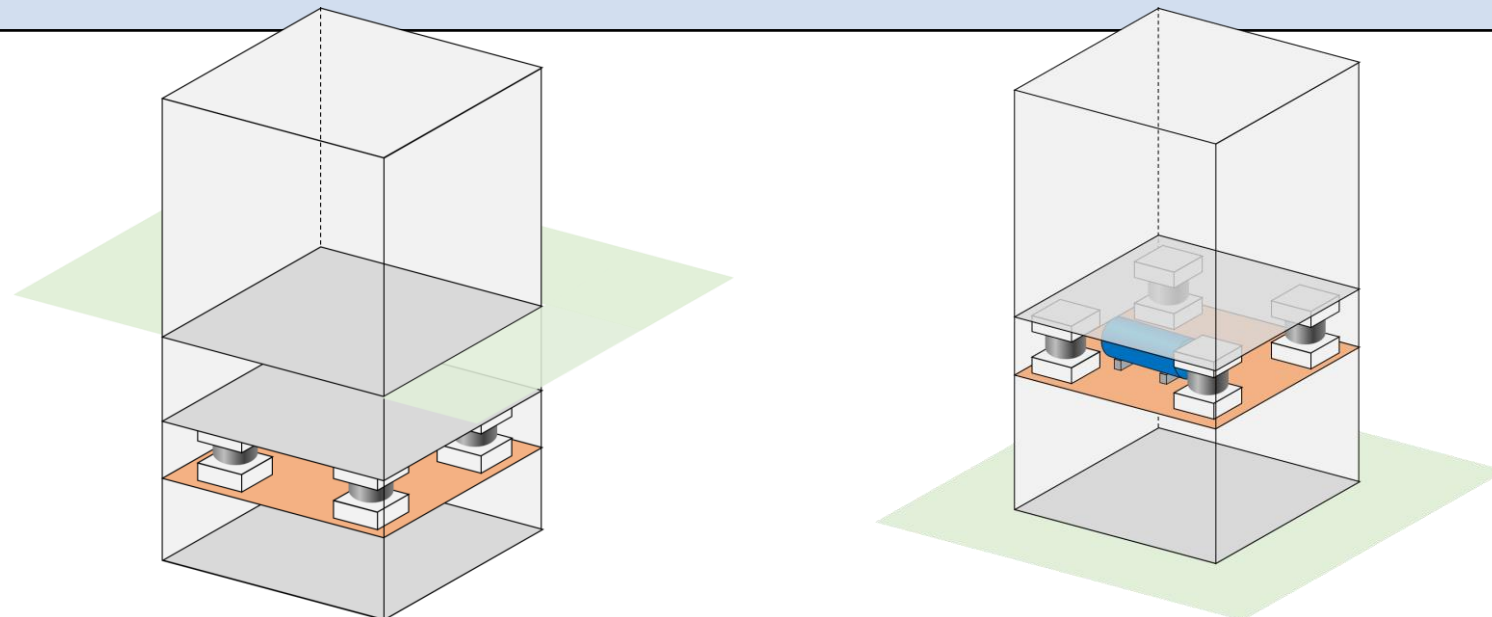
特例対象部分	建築基準法上、床面積に算入されない直通階段
特例対象設備	次の設備の警戒を要しない。 消火器具・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備 自動火災報知設備・非常警報設備 ※SPヘッド、自火報感知器は、規則により設置を要しない。
特例の理由	外気に十分開放され、可燃物がなく出火の危険性が低いため。 当該部分からの避難が容易であるため。



特例⑥

中間免震層

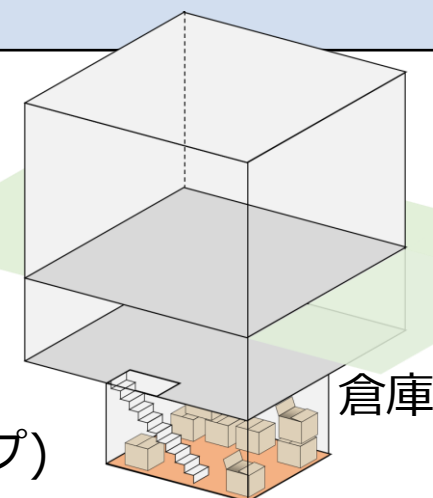
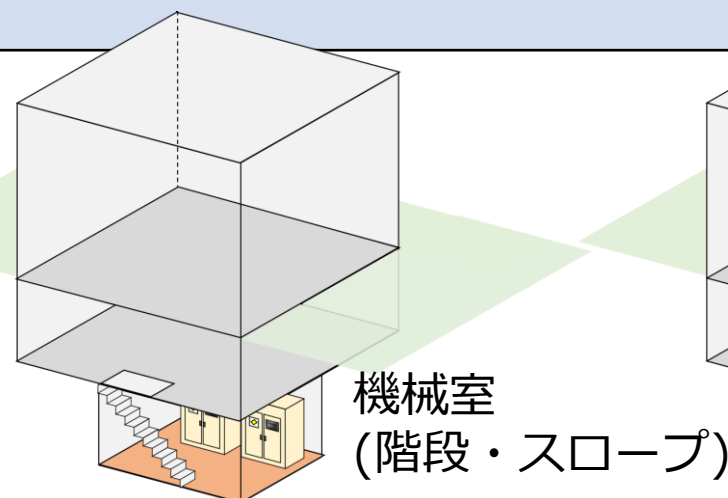
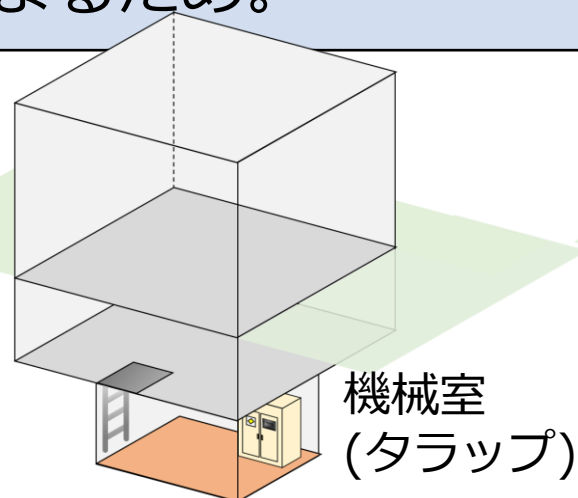
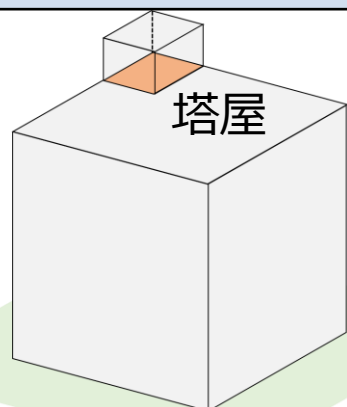
<p>特例対象部分</p>	<p>建築基準法令上、床面積に算入されない中間免震層（法令上、消防用設備等の設置義務のない部分を除く。）等の部分</p>
<p>特例対象設備</p>	<p><u>みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている場合かつ避難経路となっていない場合に限り全ての設備の警戒を要しない。</u> ※照明設備の有無は問わない。 それ以外の場合は、次の設備を設置する。 消火器具 自動火災報知設備(感知器・地区音響装置)・非常警報設備(音響装置) 誘導灯・誘導標識</p>
<p>特例の理由</p>	<p>可燃物の集積がなく、延焼拡大の危険性が著しく低いため。</p>



特例⑦

塔屋・地下ピット

特例対象部分	階数に算入されない階の部分
特例対象設備	<p>(1)上下階から規定の歩行距離及び警戒範囲内に限り、設置を要しない。 消火器具・屋内消火栓設備 スプリンクラー設備(流水検知装置・補助散水栓) 自動火災報知設備(発信機・警戒区域) ※警戒区域の面積は規定どおり。 非常警報設備(起動装置)</p> <p>(2)省令第28条の3第3項第1号に掲げる避難口に設置する誘導標識を除き、誘導灯・誘導標識の設置を要しない。 ※第4章第2節第17に示す設置を要しない又は省略することができる部分は不要。 ※不活性ガス消火設備等の防護区画には規定どおり設置。</p> <p>(3)連結送水管・非常コンセント設備は上下階に設置することで足りる。</p>
特例の理由	小規模で、機械室等に用途が限定されており、火災の被害が最小限にとどまるため。



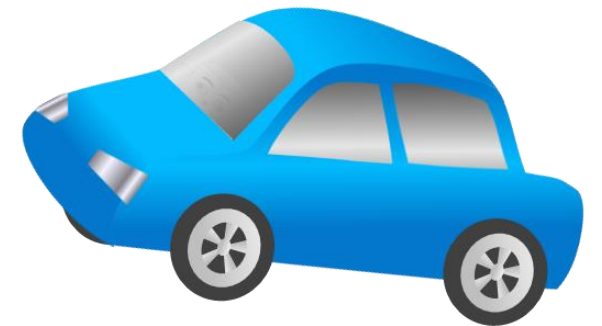
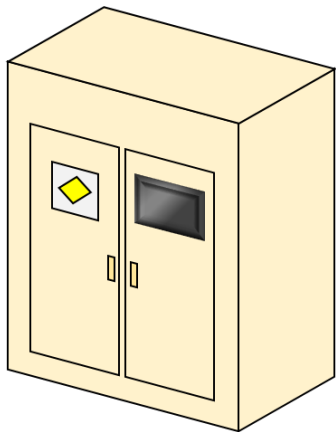
特段の規定

改定後

消防用設備等の設置を要しない部分と同様に、特例で全部又は一部の消防用設備等を免除する部分であっても、**「特段の規定」**は適用されます。



- 少量危険物又は指定可燃物に係る規定
- 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る規定
- 道路の用に供される部分に係る規定
- 駐車のに供される部分に係る規定
- 電気設備に係る規定
- 火気の使用等に係る規定
- 連結送水管設備の屋上放水口に係る規定

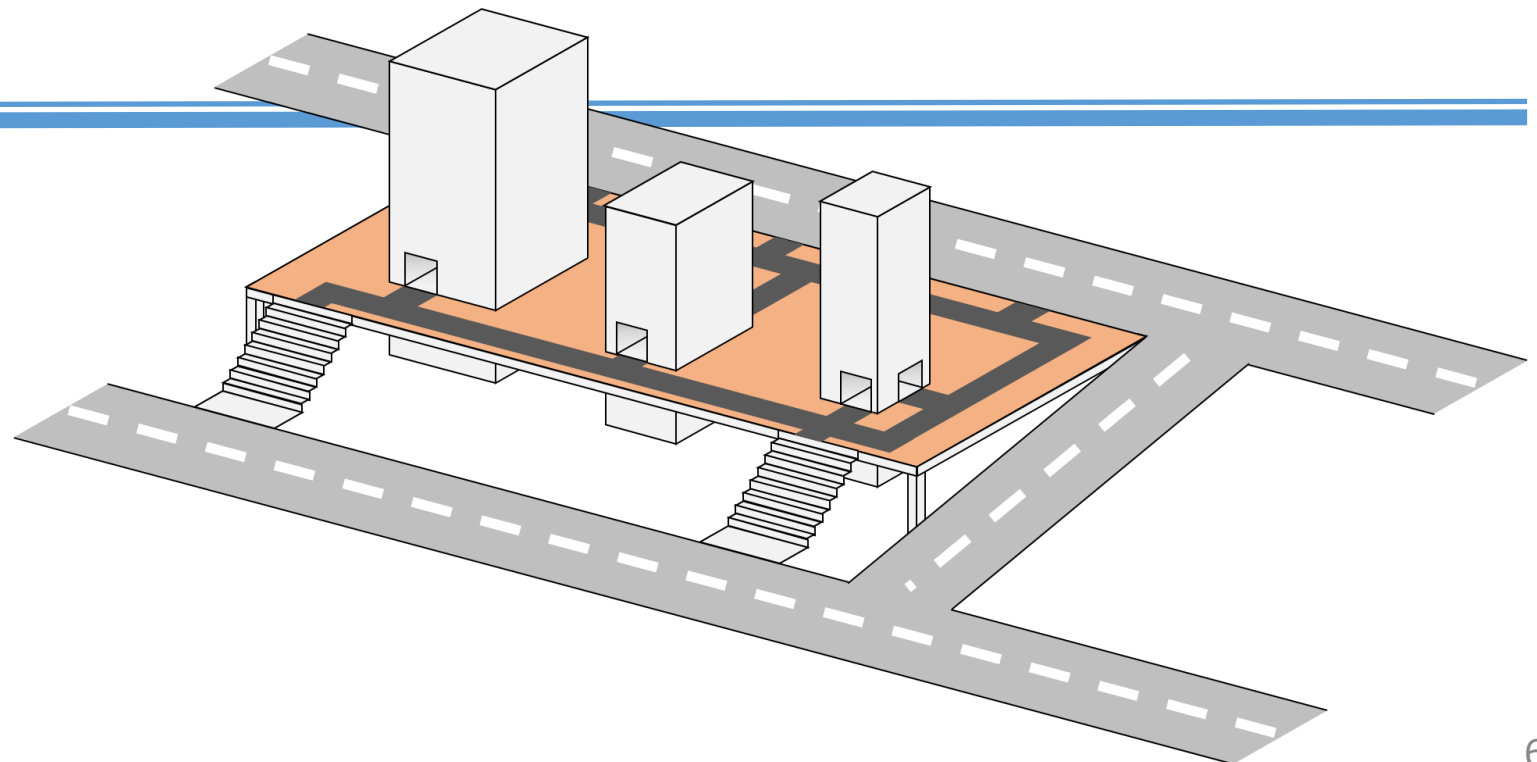


予防事務審査・検査基準 I

第1章

総則

3 新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い



新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

消防用設備等の設置の要否を判断する要素の明確化

防火対象物の
床面積の算定

消防用設備等の
設置にあたっての
階の取扱い

消防用設備等を設置する範囲の明確化

消防用設備等の
設置を要しない
部分

特例で
全部又は一部の
消防用設備等を
免除する部分

外部の気流が
流通する場所の
拡大

防火対象物のあらゆる部分に
規制が及ぶ特段の規定

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い

運用開始日において現に存する防火対象物又は
現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物

- ・ **法令改正に係る事項を除き**、新基準は適用しない。
- ・ 運用開始日以降に、**用途変更、増築等**により**新基準の適用が義務付けられない。**

遡及しない!!



既存の防火対象物において、
事業主や設計者等の判断により新基準を適用したい場合は、
新基準を適用したい旨を消防署にご相談ください。

今回の新基準の運用開始は令和5年4月1日です。

新基準の運用開始後も

適正かつ円滑に予防事務を推進していきます。

引き続き、予防業務へのご理解・ご協力をお願いいたします。
